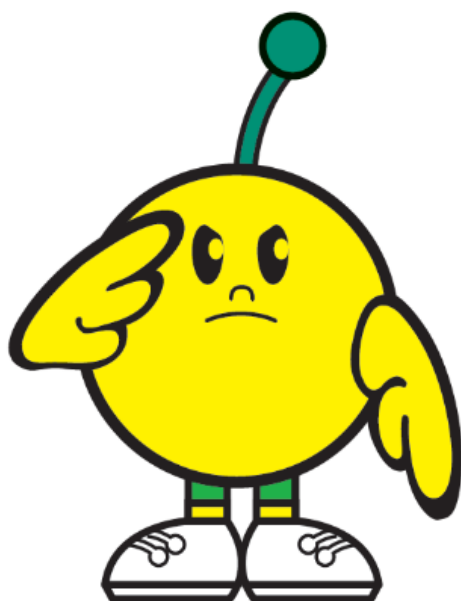


事業者の皆さまへ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引

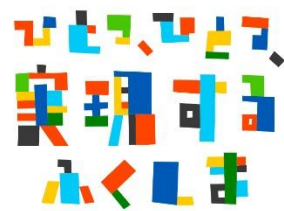


第6版

令和8年4月

福島県

土木部都市計画課



<改訂履歴>

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和6年3月26日		初版発行
第2版	令和6年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> • 第4章 4-3 • 第9章 9-2~9-6 	<ul style="list-style-type: none"> • ②「申請者」に関する記述を追記 • 掲載している表の区分欄を訂正
第3版	令和6年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> • 第1章 1-6 • 第1章 1-7 • 第2章 2-2 • 第4章 4-4 	<ul style="list-style-type: none"> • 白河市の区域指定状況を追記 • 「規制対象 フローチャート」を追加 • 表中の「土地が所在する市町村」に白河市を追記 • 【許可申請に必要な書類等】中、「25土地の権利者同意書」の書類の名称、内容、備考欄を訂正
第4版	令和6年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> • 第1章 1-5 • 第1章 1-6 • 第2章 2-2 • 第5章 5-7 • 第6章 冒頭 • 第6章 6-2 • 第6章 6-5 • 第7章 	<ul style="list-style-type: none"> • 表中の災害の発生のおそれがないと認められる工事の一部表現を訂正 • 白河市、西郷村、矢祭町及び中核市を除く53市町村の区域指定状況を追記 • 表中の「土地が所持する市町村」及び「申請窓口・書類提出先」に各市町村及び管轄建設事務所を追記 • 5-4 変更許可申請に係る提出部数を追記 • 完了検査等事務処理要領について追記 • 報告時期及び定期報告時期イメージ（例）の図について訂正 • 完了検査等事務処理要領について追記 • 申請手続きの流れについて改正
第5版	令和6年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> • 第10章 	<ul style="list-style-type: none"> • 新章の追加

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第6版	令和8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 第1章 1-1 • 第1章 1-4 • 第1章 1-7 • 第4章 4-3 • 第4章 4-4 • 第4章 4-5 • 第6章 6-2 • 第9章 • その他 各章 	<ul style="list-style-type: none"> • 【用語の定義】に項目を追加 • 法第21条第1項に基づく届出に関する項目を削除 • フローチャートの改正 • 許可申請書の様式を掲載 • 許可申請に必要な書類に関する作成のポイントを追記 • 【許可申請手数料(条例別表)】欄外に、手数料算定時の面積に係る注意事項を追加 • 定期報告提出期間の起算日の記載について訂正 • 「9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出」を削除 • 9-2以降の項目番号を繰り上げ • 補足説明を追加

この手引は、福島県において申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。

中核市（福島市、郡山市、いわき市）においては、独自に手引を策定している場合があるため、本手引の取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市にお問合わせください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
条例	福島県宅地造成及び特定盛土規制法施行条例 （平成12年3月24日福島県条例第148号）
細則	福島県宅地造成及び特定盛土規制法施行細則 （昭和44年3月25日福島県規則第21号）
技術的基準	盛土規制法に関する技術的基準（令和6年3月福島県）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成12年法律第57号）

目次

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨.....	1
1-2 許可を要する工事.....	2
1-3 届出を要する工事.....	3
1-4 その他届出を要する工事等.....	3
1-5 許可及び届出を要しない工事等.....	6
1-6 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	11
1-7 規制対象 確認フローチャート.....	13
第2章 許可権者・申請窓口等	15
2-1 許可権者.....	15
2-2 申請窓口及び書類提出先.....	15
第3章 工事の技術的基準及び設計者資格.....	17
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準.....	17
3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準.....	18
3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格.....	19
第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等	20
4-1 事前相談.....	20
4-2 周辺住民への周知.....	21
4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成.....	23
4-4 許可申請に必要な書類等.....	27
4-5 許可申請手数料.....	33
4-6 標準処理期間	35
第5章 許可後における留意事項.....	36
5-1 許可の条件.....	36
5-2 標識の掲出.....	38
5-3 着手届の提出	38
5-4 工事の変更許可申請	39
5-5 軽微な変更に関する届出.....	39
5-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出.....	40
5-7 提出部数.....	40
第6章 検査・定期報告.....	41

6-1	中間検査.....	41
6-2	定期報告.....	42
6-3	完了検査・確認申請.....	43
6-4	提出部数.....	43
6-5	検査・定期報告時の留意事項.....	43
第7章	申請手続きの流れ.....	46
第8章	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出.....	48
8-1	特定盛土等規制区域における工事に関する届出.....	48
8-2	標識の掲出.....	49
8-3	着手届の提出.....	49
8-4	工事の変更届出.....	49
8-5	工事の中止・廃止・再開に関する届出.....	50
8-6	工事の完了に関する届出.....	50
8-7	提出部数.....	50
第9章	その他届出を要する工事等.....	51
9-1	擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出.....	51
9-2	公共施設用地の転用に関する届出.....	51
9-3	工事の変更届出.....	52
9-4	工事の中止・廃止・再開に関する届出.....	52
9-5	工事の完了に関する届出.....	52
9-6	提出部数.....	52
第10章	その他の手続き.....	53
10-1	法に適合していることを証する書面の交付申請.....	53

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用します。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

補足説明

1 「工事主」と「工事施行者」の違い

「工事主」は、いわゆる工事の注文者（又は自ら工事をする者）であり、「工事施行者」は「工事主」から請け負って工事をする者をいいます。盛土規制法に基づく許可申請や届出は、基本的に「工事主」が行うものであり、それ以外の者が申請・届出を行う場合は委任状（様式任意）が必要となります。

なお、工事で発生する残土の処分方法が請負業者に一任されており、当該請負業者の責任で残土を運び出し、他の規制区域内で盛土をする場合等は、当該請負業者が「工事主」となる可能性もあるため、その契約内容等により事前相談時等によく確認してください。

また、残土処分場において、工事残土の受け入れを業として行う場合は、当該残土処分事業者が「工事主」となる場合もあります。

1-2 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項及び第30条第1項に基づき、福島県知事の許可が必要となります。

(※具体的な許可申請手続きは「第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」を参照願います。)

【許可を要する工事】

区域	行為	規模
宅地造成等工事 規制区域	宅地造成、 特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの。
	土石の堆積 (注1)	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの
特定盛土等規制 区域	特定盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの。
	土石の堆積 (注1)	①高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

(注1) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

1-3 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第27条第1項に基づき、当該工事に着手する30日前までに、福島県知事へ届出を行う必要があります。（ただし、「1-2 許可を要する工事」の規模を超える場合は許可申請が必要となります。）

（※具体的な届出手続きは「第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」を参照願います。）

【届出を要する工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの。
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

1-4 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、法第21条第3項及び第4項に基づき、福島県知事へ届出を行う必要があります。

（※具体的な届出手続きは「第9章 その他届出を要する工事等」を参照願います。）

【届出を要する工事等】

対象となる工事等	規模	届出期限
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除去する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

補足説明

1 許可又は届出の要否を判定するための「高さ」、「崖」、「面積」の考え方

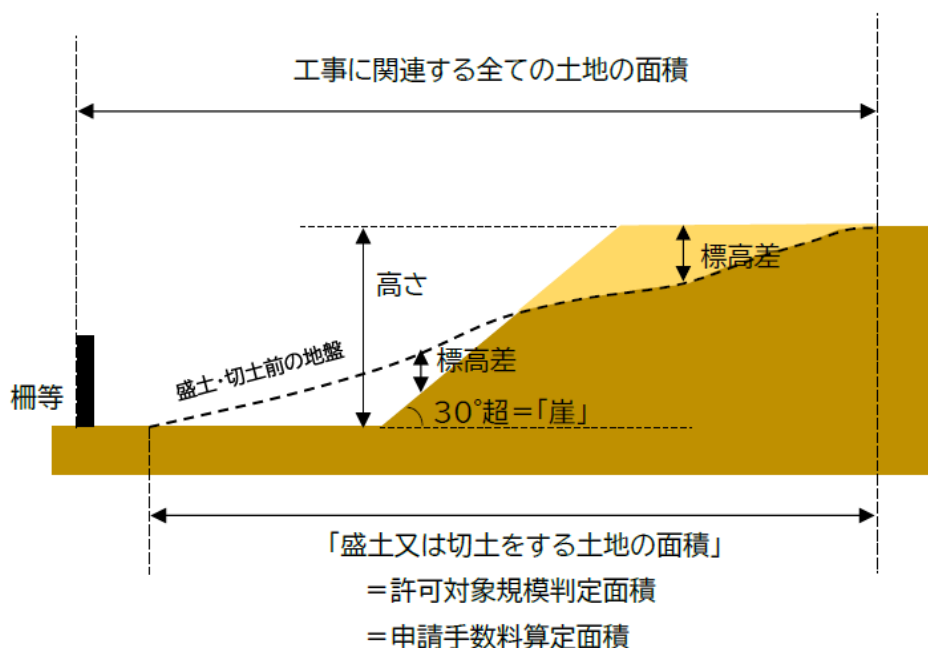
許可等要否を判定するための「高さ」は、盛土又は切土をした後の地盤面の最大高低差のことであり、下図に示す部分を指します。他に災害の発生のおそれがないと認められる工事等の判定をする際に用いられる「標高差（盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差＝同一位置における鉛直方向の厚さ）」という考え方もありますので、混同しないようご注

意ください。

なお、「崖」とは、盛土又は切土を行った後の地表面が 30° を超えるもので硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものを指します。

また、許可要否等を判断するための「面積」は「盛土又は切土をする土地の面積（＝申請手数料算定面積）」を指します。工事に関連する全ての土地の面積のことではないため、ご注意ください。

これらの考え方は土石の堆積においても同様です。



2 既存の盛土等と接する新規盛土を造成する場合（盛土等の一体性の判断）

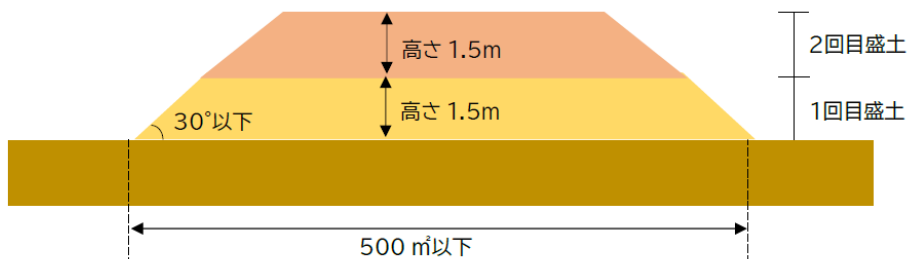
既存盛土や崖の上に新たに盛土を行う場合や既存盛土を水平方向に拡張する形で盛土する場合等は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断して、前後の盛土が一体的な盛土と認められる場合は既存の盛土部分も含めて、許可対象として取り扱います。

ただし、新規盛土部分のみを許可対象とする場合であっても、既存盛土部分に基礎地盤としての安全性に問題がある場合は、技術的基準へ適合するよう許可権者から求められる場合があります。

一体的な盛土と判断される可能性がある例としては、次のページのような場合が考えられますが、あくまでも一例のため、最終的には各許可権者の判断に従ってください。

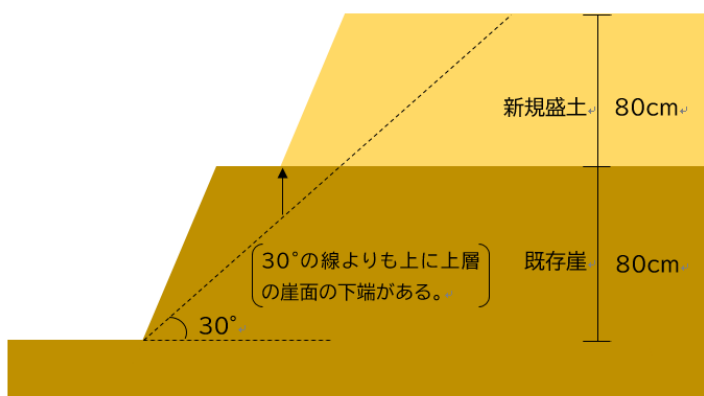
＜一体的な盛土と判断される可能性がある例＞（宅地造成等工事規制区域内を想定）

- ① 同一事業者が許可対象規模未満の盛土を繰り返し行い、物理的に一体の盛土を造成する場合



※1回目と2回目それぞれ単体の規模では許可対象とならないが、一体の盛土として高さが2mを超えるため、許可申請が必要。

- ② 下層の崖面の下端からの30°を示す線よりも上層の崖面の下端が上方にある場合



※新規盛土を行ったことで高さが1mを超える崖を生ずるため、許可申請が必要。
※切土により図のような状況が生じる場合も同様。

1-5 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
公共施設用地（注1） （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土壌の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分（第15条、第17条第2項、第19条、第30条第1項、第31条第1項、第38条第1項、第39条第1項に規定するもの） ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものを行う工事 ・ 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積が500㎡を超えるの土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高差が30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注2）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注3）又はその付近（注4）に堆積するもの（注5）
みなし許可となる工事 （法第15条各号、法第34条各号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注6）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）

注1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用した土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

注2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のもの

については、工事の現場として取り扱います。

注4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注6：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

補足説明

1 公共施設用地

公共の用に供する施設は、法、政令、省令でそれぞれ限定列挙される施設であり、当該施設の用に供する土地（公共施設用地）において行う特定盛土等や土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外となります。

なお、以下の場合には「公共施設用地」には該当せず、盛土規制法の規制対象となります。

- (1) 公共施設の用に供されなくなることが決定している土地 ※1
- (2) 私道、農道、里道（法定外公共物）
- (3) 国又は地方公共団体が管理していない公園 ※2
- (4) 私立学校、私立幼稚園（国又は地方公共団体が管理する学校ではないため。）
- (5) 保育所
- (6) 認定こども園（ただし、幼稚園型又は幼保連携型であって、国又は地方公共団体が管理するものは公共施設用地として規制対象外。）
- (7) 浄化槽

※1 公共施設を公共施設以外の用途（宅地、農地等）にするために行う盛土等や土石の堆積は盛土規制法の規制対象となる。

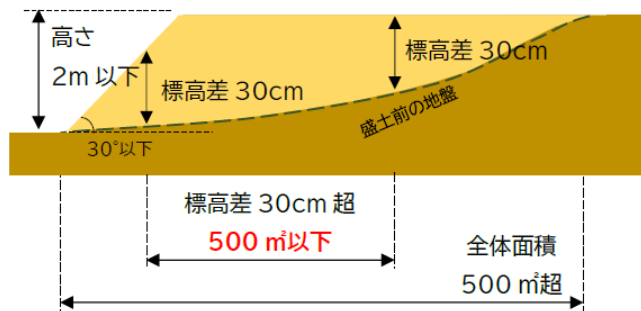
※2 国立公園、国定公園においては、自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設のみが公共施設用地に該当し、民間事業者等が国立公園又は国定公園内で自然公園法第20条の許可を受け、又は同法第33条の届出をして行う行為は盛土規制法の規制対象となる。

2 盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものの判断

福島県における運用として、高さが2m以下かつ面積が500㎡を超える盛土、切土（政令第3条第5号の盛土、切土に限る）又は高さが2m以下かつ面積が500㎡を超える土石の堆積（以下、本項目において「盛土等」という。）を行う場合、当該盛土等を行う土地の前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の面積が500㎡以下の場合、災害の発生のおそれがないと認められる工事として、許可又は届出が不要としております。反対に

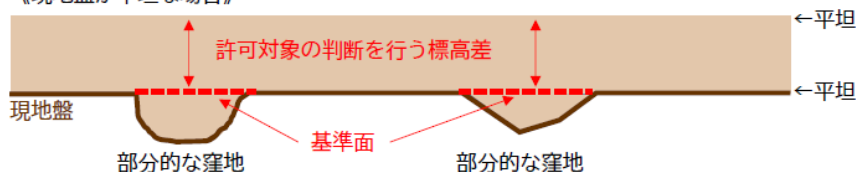
標高差 30cm を超える部分の面積が 500 m² を超える場合は、標高差 30cm を超えない部分を含めた盛土等全体について許可又は届出が必要となります。(※手数料についても盛土等全体の面積により算定します。手数料額等については4-5 許可申請手数料を参照。)

《災害の発生のおそれがないと認められる場合》

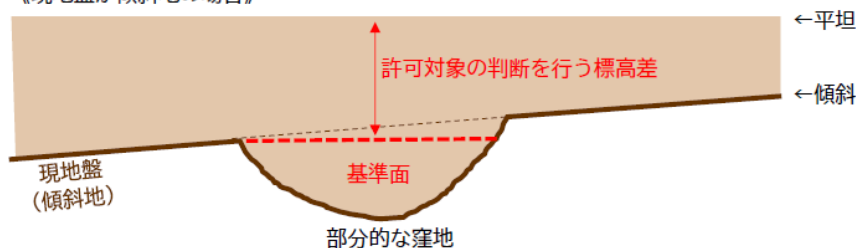


ただし、既存の地盤面に凹凸があり、その上に平らに盛土を行う場合等で、場所によって標高差 30cm を超えてしまう箇所が存在するような場合は、当該凹部分を四方の高さに合わせて埋めた後の地盤面を基準とした標高差を「許可対象の判断を行う標高差」とし、当該標高差が 30cm を超える部分の面積が 500 m² を超えるかどうかで判断することとします。

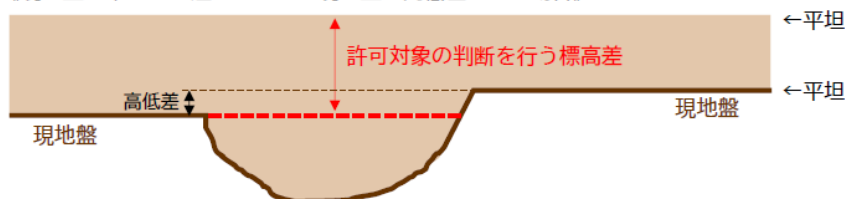
《現地盤が平坦な場合》



《現地盤が傾斜地の場合》



《現地盤が平坦で、窪地の四方の現地盤に高低差がある場合》



3 みなし許可等

法第 15 条各項及び法第 34 条各項において、みなし許可となる工事が定められております。ただし、以下の場合はみなし許可にならず、許可申請又は届出が必要となります。

<協議によるみなし許可（法第 15 号第 1 項）とならない工事>

- (1) 指定都市、中核市以外の市町村が行う工事 ※1
- (2) 法第 27 条第 1 項に基づく届出を要する工事 ※1

※1：公共施設用地内の工事や災害の発生するおそれがない工事については許可及び届出不要。

<開発許可によるみなし許可（法第 15 号第 2 項）とならない工事>

- (1) 当初、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可時には、盛土規制法の許可及び届出対象に該当しなかったが、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項に基づく変更許可時に盛土規制法の許可及び届出対象に該当した場合（ただし、当初から都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可によりみなし許可となっており、その後、当該開発許可に変更等が生じ、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項に基づく変更許可があった場合は、法第 16 条第 1 項に基づく変更許可があったものとみなします。）
- (2) 盛土規制法の規制区域指定前に、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受けていたが、工事着手が規制区域指定後となる場合

なお、法第 27 条第 1 項の届出が必要となる工事については、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可の申請をしたときは、法第 27 条第 1 項の届出をしたものとみなします。（法第 28 条第 1 項に基づく変更の届出についても同様）

4 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に関する協議

法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に基づく、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に関する協議については、細則第 7 号様式（宅地造成及び特定盛土の場合）又は細則第 8 号様式（土石の堆積の場合）により行います。（手数料は不要となります。）

また、各独立行政法人等について、当該法人に関する法律等により、盛土規制法の適用に関しては当該法人を国の行政機関とみなす等の規定がある場合も、本協議の対象となります。

添付書類については、4-4 許可申請に必要な書類等に掲載するものと同様の書類及び図面を提出してください。

ただし、以下の書類については、提出不要とします。

- (1) 許可申請書（省令様式第二及び第四）
- (2) 設計者の資格証明書
- (3) 工事主の資力・信用に関する書類〈共通〉〈法人〉
- (4) 工事施行者の能力に関する書類
- (5) 土地等の権利者の同意書
- (6) 住民への周知措置を講じたことを証する書類
- (7) 誓約書

※(5)、(6)については、書類の提出は不要ですが、当然に行われるべきものと考えられます。

また、本規定により許可みなしとなった工事についても、標識の掲出、中間検査・定期報告・完了検査の対象となり、また監督処分の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているか協議することとなります。各種検査等の申請に係る様式については、通常の許可と同様のものを提出するよう指示してください。

1-6 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

福島県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は下表のとおりです。

なお、県内の規制区域図は下記の福島県ホームページで公表しています。

○福島県「盛土規制法の規制区域について」

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-kiseikuiki.html>

【規制区域の指定状況】

市町村名	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域		
	告示日	告示番号	施行日
福島市	(注1)	(注1)	(注1)
会津若松市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
郡山市	(注1)	(注1)	(注1)
いわき市	(注1)	(注1)	(注1)
白河市	令和6年6月28日	福島県告示第392号	令和6年6月28日
須賀川市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
喜多方市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
相馬市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
二本松市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
田村市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
南相馬市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
伊達市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
本宮市	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
桑折町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
国見町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
川俣町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
大玉村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
鏡石町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
天栄村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
下郷町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
檜枝岐村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
只見町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
南会津町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
北塩原村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
西会津町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
磐梯町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
猪苗代町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
会津坂下町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
湯川村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
柳津町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
三島町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
金山町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
昭和村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
会津美里町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
西郷村	令和6年3月26日	福島県告示第225号	令和6年3月26日
泉崎村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
中島村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
矢吹町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
棚倉町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
矢祭町	令和6年3月26日	福島県告示第225号	令和6年3月26日
塙町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
鮫川村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
石川町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
玉川村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
平田村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日

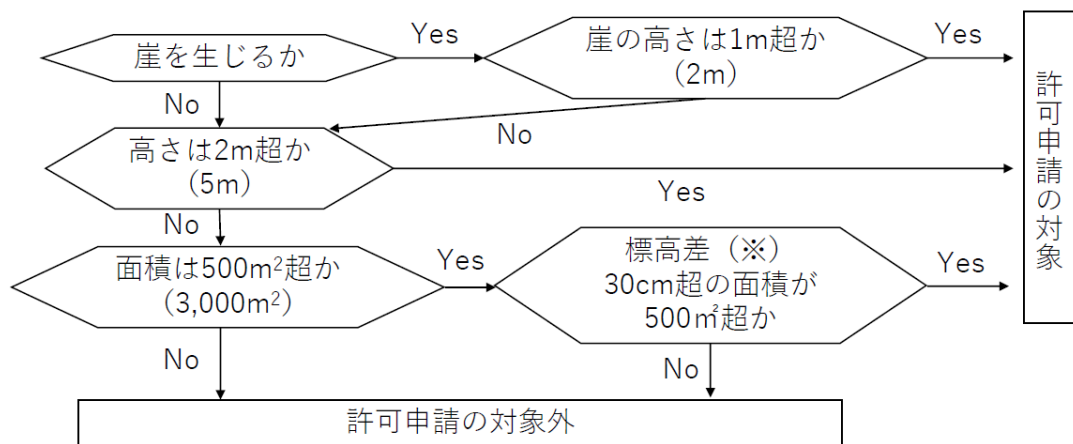
浅川町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
古殿町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
三春町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
小野町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
広野町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
楡葉町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
富岡町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
川内村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
大熊町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
双葉町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
浪江町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
葛尾村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
新地町	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日
飯舘村	令和6年9月24日	福島県告示第539号	令和6年9月24日

(注1) 福島市、郡山市、いわき市は、各市において指定が行われます。詳細は各市にご確認ください。なお、指定されるまでは、旧法（宅地造成等規制法）による規制が適用されます。

1-7 規制対象 確認フローチャート

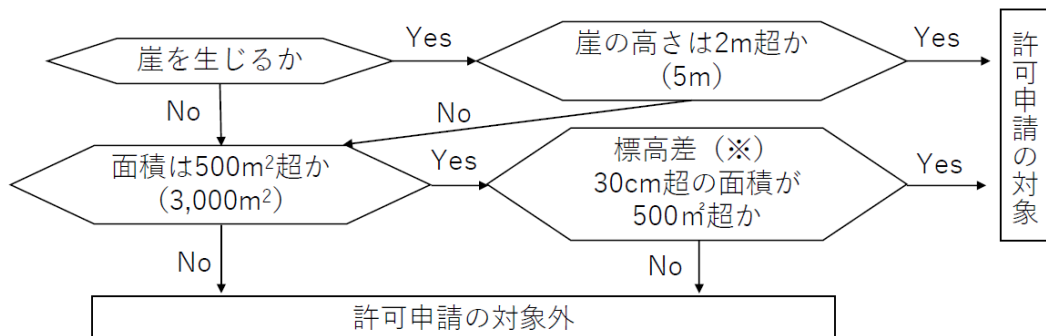
- 「宅地造成等工事規制区域」・「特定盛土等規制区域」の指定状況を確認する。
→どちらの区域に指定されているかで、規制対象となる高さ・面積が異なりますので注意してください。
- 以下のフローにより対象となるか確認する。
(数値は「宅地造成等工事規制区域」内での基準を示し、括弧内の数値は「特定盛土等規制区域」内での基準を示している。)

<盛土>



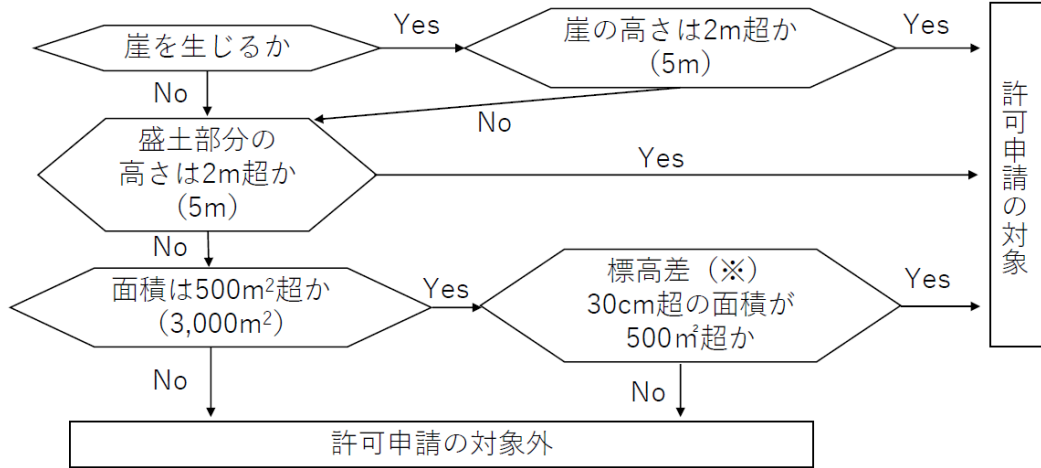
※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

<切土>



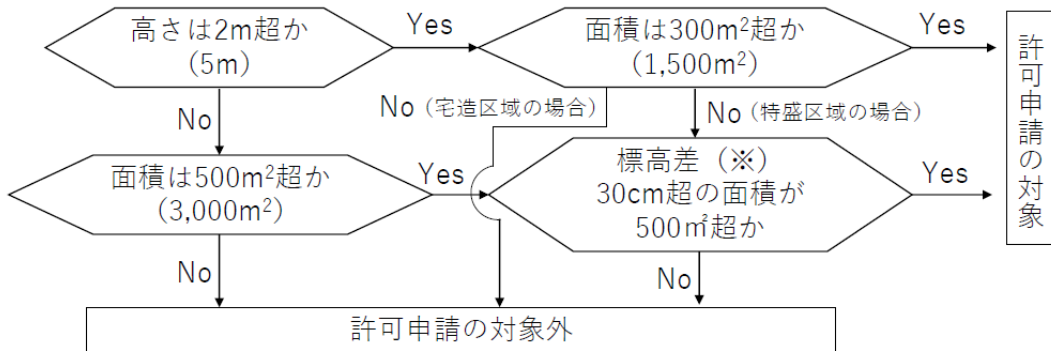
※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

<盛土と切土を同時に行う場合>



※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差

<土石の堆積>



※土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差

第2章 許可権者・申請窓口等

2-1 許可権者

【法第12条、第30条に基づく許可権者】

福島県（各建設事務所長）

福島市長

郡山市長

いわき市長

【地方自治法第252条の17の2に基づく許可権者】

なし

2-2 申請窓口及び書類提出先

本手引きに掲載する各種許可申請、届出等の提出先は下表のとおりです。

（令和6年9月24日現在）

土地が所在する市町村	申請窓口・書類提出先
二本松市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、 大玉村	○県北建設事務所 総務部 行政課 <連絡先> 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎6階 電話番号：024-521-2498
須賀川市、田村市、鏡石町、 天栄村、石川町、玉川村、 平田村、浅川町、古殿町、 三春町、小野町	○県中建設事務所 総務部 行政課 <連絡先> 〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号 福島県郡山合同庁舎北分庁舎2階 電話番号：024-935-1329
白河市、西郷村、泉崎村、 中島村、矢吹町、棚倉町、 矢祭町、塙町、鮫川村	○県南建設事務所 総務部 行政課 <連絡先> 〒961-0971 白河市昭和町269番地 福島県白河合同庁舎2階 電話番号：0248-23-1616

次のページへ続く

土地が所在する市町村	申請窓口・書類提出先
会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	<p>○会津若松建設事務所 総務部 行政課</p> <p><連絡先></p> <p>〒965-8501</p> <p>会津若松市追手町 7-5 福島県会津若松合同庁舎新館3階</p> <p>電話番号：0242-29-5427</p>
喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町	<p>○喜多方建設事務所 総務部 行政課</p> <p><連絡先></p> <p>〒966-0901</p> <p>喜多方市松山町烏見山字下天神 6 番 3 号 福島県喜多方合同庁舎 2 階</p> <p>電話番号：0241-24-5712</p>
下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	<p>○南会津建設事務所 総務部 総務課</p> <p><連絡先></p> <p>〒967-0004</p> <p>南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 福島県南会津合同庁舎 3 階</p> <p>電話番号：0241-62-5306</p>
相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	<p>○相双建設事務所 総務部 行政課</p> <p><連絡先></p> <p>〒975-0031</p> <p>南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎 2 階</p> <p>電話番号：0244-26-1207</p>

※申請窓口、許可担当部署は今後変更となる場合があります。

※中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各市町村へお問合わせください。

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、福島県のホームページで公表しています。

○福島県「盛土規制法の技術的基準等について」

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-gijutukijun.html>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

なお、説明は上記ホームページにより確認願います。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第2号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について（石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）
	第15条第2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	県細則による基準の強化・付加について（注2）

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条）

注1）国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2）本県の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の付加」について、定めています。

（細則第10条、第24条）

細則については、福島県ホームページで公表しています。

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。

なお、説明は前ページ掲載のホームページにより確認願います。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条）

3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

(1) **対象工事** (法第 13 条第 2 項、政令第 21 条)

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

(2) **設計者資格** (法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

上記 (1) の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) 又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程 (夜間において授業を行うものを除く。) を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ② に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 (以下、ア～オのとおり。)
 - ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門 (選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。) 又は水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。) とするものに合格した者 (技術士法施行規則の一部を改正する省令 (平成十五年文部科学省令第三十六号) の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。) とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令 (平成二十九年文部科学省令第四十五号) の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門 (選択科目を「農業土木」とするものに限る。) とするものに合格した者を含む。)
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

4-1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前相談書に必要書類を添えて、許可担当部署に事前相談をしてください。

様式は、下記の福島県ホームページで公表しています。

○福島県「盛土規制法に係る様式集」

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-youshiki.html>

なお、開発区域が5ha以上である大規模な開発（土地の形質変更）を行う場合は、各種関係法令の許認可申請の前に事前協議が必要となりますので、当該開発行為を行う土地を所管する県地方振興局へご連絡願います。

その他、関係法令に関する手続きについては、下記の福島県ホームページに例示されていますので、もれなく手続きをお願いいたします。

○福島県「土地利用ハンドブック」

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/tochi-riyou-handbook.html>

補足説明

1 事前相談

法令上、事前相談については規定されておりませんが、工事計画や設計の手戻り等を防止するためにも重要となりますので、基本的に行っていただくようお願いします。

特に、許可対象規模の案件に関しては申請手数料が発生することから、事前相談時に許可対象規模であるかどうかをよく確認するようにしてください。

なお、事前相談書の様式はあくまで参考様式のため、本様式を使用せず、電話相談やメールのみでの相談も可能とします。

4-2 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は以下に掲載する表のとおりです。

※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

※ 周知範囲が広大になる場合や説明会対象者多数の場合は事前相談時に御相談願います。

【周辺住民への周知の方法】

	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※ただし、以下の場合は説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

- 以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合
 - ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
 - ③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> • 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図Ⅰの範囲） • 盛土等を行う土地の隣接地 • 盛土等を行う土地の境界から水平距離数 10 メートル程度の範囲 • 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 	
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> • 盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Ⅰの範囲） • 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル～数百メートル程度の範囲 • 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	<p>参考図は、地形断面図を示しています。水平線は基準面、傾斜線は地表面です。傾斜線の勾配が急になる部分（下流側）が斜線で塗りつぶされ、この範囲が「溪床勾配2度以上の範囲」として示されています。</p>

【周知する工事の具体的内容】

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定日及び完了予定日	
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

補足説明

1 周辺住民への周知

周知を行う方法、範囲については、上記考え方を基本としますが、あくまで参考であり、盛土等を行う土地や周辺住民の状況に応じて、事前相談時等に適切な方法、範囲を許可権者と相談してください。

なお、周知の方法の内、「3 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧」については掲示とインターネット掲載の両方が必要となりますのでご注意ください。

2 周辺住民からの意見・反対

工事の周知の結果、周辺住民等からの意見・反対等があったことをもって不許可とするものではありません。（許可判断はあくまで技術的基準や土地権利者等の同意の有無、工事主の資力・信用等に基づき行われます。）

ただし、周辺住民等からの意見も踏まえ、周辺環境に十分配慮した形で円滑に工事が行われるよう努めてください。

4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照の上、許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。

【申請書提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

宅地造成等に関する工事の許可申請書（規則様式第二、第四）作成にあたっての留意点

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

①	宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項 第30条第1項} の規定により、		※手数料欄	
	許可を申請します。			
	年 月 日			
②	殿			
	申請者 氏名			
③	1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		
	2	設計者住所氏名		
	3	工事施行者住所氏名		
④	4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		
		緯度:	度	分 秒、 経度: 度 分 秒
⑤	5	土地の面積 平方メートル		
⑥	6	工事着手前の土地利用状況		
⑦	7	工事完了後の土地利用		
⑧	8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土		
⑨	9	土地の地形 溪流等への該当 有・無		
⑩	イ	盛土又は切土の高さ メートル		
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積 平方メートル		
⑪	ハ	盛土	立方メートル	
	ニ	切土	立方メートル	
⑫	ホ	番号	構造	高さ 延長 メートル メートル
	ヘ	番号	種類	高さ 延長 メートル メートル
⑬	ト	番号	種類	内法寸法 延長 センチメートル メートル
	チ	屋根面の保護の方法		

申請手数料
算定面積

	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ロ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
	11 その他必要な事項			
⑨	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

①盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の福島県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○福島県「盛土規制法の規制区域について」

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-kiseikuiki.html>

②「申請者」

- ・ 工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入してください。
- ・ 工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が申請者となる場合があります。

○国土交通省「盛土規制法パンフレット」

URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf>

③「3 工事施工者住所氏名」

- ・ 工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入してください。

- ④「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
- 申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。
 - 申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。（筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。）
 - 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。
- ⑤「5 土地の面積」
- 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
 - 申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。
- ⑥「8 盛土のタイプ」
- 盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
- (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑦「9 土地の地形」
- 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を呈している土地
 - (3)（1）、（2）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- 「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とします。
この範囲に該当する場合は許可権者に相談してください。
- ⑧「10 工事の概要」（土石の堆積（様式第四）の場合は「7 工事の概要」）
- イ 盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ
 - 「[1-2 許可を要する工事](#)」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。
 - ロ 盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積

・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。(※面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時に御相談願います。)

ワ 工程の概要（土石の堆積（様式第四）の場合はカ）

・工程表を添付してください。

⑨「11 その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

4-4 許可申請に必要な書類等

法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の福島県ホームページで公表しています。

○福島県「盛土規制法に係る様式集」

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/morido-youshiki.html>

【許可申請に必要な書類等】（※チェックリストとしてお使いください。）

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の堆 積		
○申請書						
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令第2	要	—	<作成のポイント> ・「盛土又は切土をする土地の面積」及び「土石の堆積を行う土地の面積」が許可対象規模以上のものであること。また、対応する手数料分の収入証紙が貼り付けてあること（「5 土地の面積」により算定していないか。）。 ・緯度、経度の表記が 60 進法（度、分、秒）となっていること。 ・土石の堆積に関する工事の期間が 5 年を超えていないこと。（5 年を超える場合は都度、変更申請が必要。） （省令第7条第1項、第2項）	
2	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第4	—	要		
○設計者の資格証明書						
3	卒業証明書	—	要 <※>	要 <※>	※以下の場合のみ提出が必要 ・高さが 5m を超える擁壁の設置に係る設計を行う場合 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置に係る設計を行う場合 <作成のポイント> ・手引き 3-3 (2) 設計者資格の①～⑤いずれかの条件に該当することを証する書類を提出すること。 ・該当条件が確認できる書類が提出できれば、すべての書類の提出までは不要（例：一級建築士の資格証の写しの提出があれば、卒業証明書、実務経験証明書の提出は不要）。 （省令第7条第1項第5号）	
4	実務経験証明書	参考様式	要 <※>	要 <※>		
5	資格、免許等の写し	—	要 <※>	要 <※>		
○擁壁等に関する書類						
6	構造計算書 <内容> ・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定及び断面算定	—	要 <※>	要 <※>	※以下の場合のみ提出が必要 ・政令第 8 条第 1 項に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ・政令第 14 条に基づき、崖面崩壊防止施設の設置が必要となる場合 <作成のポイント> ・崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付すること。 ・技術的基準「2 擁壁に関する技術的基準」～「4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準」参照 （省令第 7 条第 1 項第 2 号） （政令第 8 条、第 9 条） （政令第 14 条、省令第 31 条）	

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の堆 積		
7	構造計算書 <内容> ・措置の概要、構造計画、 応力算定及び断面計算書	—	—	要 <※>	<p>※以下の場合のみ提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的基準「7 土石の堆積に関する技術的基準」参照 <p>（省令第7条第2項第2号、第32条） （省令第7条第2項第3号） （省令第34条第1項第1号）</p>	
8	大臣認定擁壁認定書	—	要 <※>	要 <※>	<p>※以下の場合のみ提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合 <p>（政令第17条）</p>	
○地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書						
9	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	—	要 <※>	—	<p>※以下の場合のみ提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の生じるおそれが大い土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 崖面を擁壁で覆わない場合 <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的基準「1 地盤に関する技術的基準」、「5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準」参照 <p>（省令第7条第1項第3号） （省令第7条第1項第4号）</p>	
10	盛土の安定計算書	—	要 <※>	要 <※>	<p>※以下の場合のみ提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 溪流等において盛土をする場合 <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術的基準「1 地盤に関する技術的基準」参照 	
○工事主の資力・信用に関する書類<共通>						
11	資金計画書（宅地造成、特定盛土等）	省令第3	要	—	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 借入金等収入に確実性があること。 事業費が過少に見積もられていないこと。 処分収入等が過当に見積もられていないこと。 技術的基準上必要となる設備の工事費用が見込まれていること。 <p>（省令第7条第1項第9号） （省令第7条第2項第7号） （細則第8条第1号、2号、第22条）</p>	
12	資金計画書（土石の堆積）	省令第5	—	要		
13	預金残高証明書	—	要	要		
14	資金借入又は融資証明書	—	要	要		
15	宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	—	要 <※>	要 <※>	<p>※以下の場合のみ提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合 <p>（細則第8条第3号、第22条）</p>	
○工事主の資力・信用に関する書類<個人>						
16	住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <個人>	要 <個人>	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票又は個人番号カードの写しを基本とするが、提出が難しい場合は、これらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類を提出すること。（運転免許証等公的な機関で発行したもの（写し可）に限る。） 住民票はおおむね3ヶ月以内のものが望ましいが、最新の情報であることが確認できれば、期限は問わない。 個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの <p>（省令第7条第1項第7号） （細則第8条第4号、第22条）</p>	
17	直近3年間の所得税の納税証明書	—	要 <個人>	要 <個人>		

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の堆 積		
○工事主の資力・信用に関する書類<法人>						
18	登記事項証明書	—	要 <法人>	要 <法人>	<作成のポイント> ・法人の役員の内、法人の業務を執行する者・事業の決定権を持つ者（例えば取締役など）全員の住民票、個人番号カードの写しを添付すること。 ⇒住民票又は個人番号カードの写しを基本とするが、提出が難しい場合は、これらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類を提出すること。（運転免許証等公的な機関で発行したもの（写し可）に限る。） ⇒工事主が本支店等であるかどうかに関わらず、法人の役員に該当する者の住民票等が必要となる。 ・住民票はおおむね3ヶ月以内のものが望ましいが、最新の情報であることが確認できれば、期限は問わない。 ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・債務超過等、経営悪化状態となっていないこと。 ・設立間もない法人で、直近3年間の財務諸表が提出できない場合は、必要に応じ、経営状況を把握できる書類を提出すること。（例：合同会社等における出資者の内、最も出資割合の大きい法人に係る財務諸表等） （省令第7条第1項第8号イ） （省令第7条第2項第6号イ） （細則第8条第5号、第22号） （省令第7条第1項第8号ロ） （省令第7条第2項第6号ロ） （細則第8条第6号、第22号） （細則第8条第7号、第22号） （細則第8条第5号、第22号）	
19	事業経歴書	—	要 <法人>	要 <法人>		
20	役員の住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <法人>	要 <法人>		
21	発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <法人>	要 <法人>		
22	上記の株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	—	要 <法人>	要 <法人>		
23	直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	—	要 <法人>	要 <法人>		
○工事施行者の能力に関する書類						
24	工事施行者の登記事項証明書	—	要 <※>	要 <※>	※以下の場合のみ提出が必要 ・盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等（排水施設を除く）を設置する工事 <作成のポイント> ・当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して適切な能力を有することが分かるものとする。	
25	工事施行者の事業経歴書	—	要 <※>	要 <※>		
26	工事施行者の建設業許可証明書	—	要 <※>	要 <※>		（細則第8条第8号、第22号）
○その他						
27	申請地及びその周辺の写真	—	要	要	<作成のポイント> ・工事区域全体及びその周辺の様子が把握できる写真であること。 ・特に周辺の写真は、住宅の状況等、盛土等が崩落した場合等に影響を受けると思われる範囲が分かるものを提出すること （省令第7条第1項第6号） （省令第7条第2項第4号）	
28	土地の権利者の同意書	—	要	要	<作成のポイント> ・同意を要するのは実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う範囲の土地の権利者である。 ・所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権、使用収益権（永小作権、地役権等）を有する全ての者から同意を得ること。 ・抵当権、根拠当権、先取特権等の担保物権については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはならない。 ・土地上にある建築物又は工作物のみに係る権利者の同意は不要。 ・所有者不明土地（相続登記未了土地等）が含まれる場合は、所有者を特定した上で同意を得る必要がある。 （省令第7条第1項第10号） （省令第7条第2項第8号）	

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の堆 積		
29	土地の公図の写し	—	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の区域内の全ての土地について、表示されていること。 工事に関連する土地の境界を赤枠で囲むこと。 謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること <p>(省令第7条第1項第10号) (省令第7条第2項第8号)</p>	
30	土地登記事項証明書	—	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の区域内の全ての土地について、表示されていること。 申請時直前のものであること。 <p>(省令第7条第1項第10号) (省令第7条第2項第8号)</p>	
31	住民への周知措置を講じたことを証する書類	—	要	要	<p><説明会開催の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催の周知範囲が分かる位置図等 開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等) <p><書面配布の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 配布した書面 配布範囲が分かる位置図等 <p><掲示及びインターネットによる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 掲示場所が分かる位置図等 掲示状況の写真 閲覧ページの写し (URL 含む) <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 説明方法や説明範囲、説明時の状況等が把握できる内容とすること。 周辺住民からの反対意見等が出ている場合は、周辺住民とのトラブル等が生じないようにすること。 <p>(省令第6条) (省令第7条第1項第11号) (省令第7条第2項第9号)</p>	
32	誓約書	参考 様式	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の者に該当しないことについて誓約すること。(詳細は参考様式に記載。) ⇒破産手続きの決定を受けて復権を得ない者。 ⇒関係法令等の違反に対する処分から所定の年数を経過しない者 ⇒暴力団員との関係を有する者。 	
33	他法令に基づく許認可等の写し等	—	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 他法令の許認可等について、未申請(調整段階)である場合や申請中だが未だ処分が出ていない場合は、当該法令の担当部局との調整経過が分かる書類や申請書類の写し等を提出すること。(工事内容によっては、他法令と盛土規制法との同時許可が必要と判断される場合があります。) 	
34	委任状	—	要 <※>	要 <※>	<p>※代理人が申請する場合に提出が必要 ※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。</p> <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 委任者、受任者の押印は不要とするが、その場合、双方の実務上の責任者、担当者の氏名及び連絡先を明記する等、本委任状に関する責任の所在を確認できるようにすること。 	

【許可申請に添付する図面】

省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号

No	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考	☑
				宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	要	要	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 申請箇所が「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」のどちらに位置するか明記すること。 複数の区域又は市町村にまたがる場合には、その旨を明記すること。 	
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと） 	1/2,500 以上	要	要	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。 	
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	要	—	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 <技術的基準> <ul style="list-style-type: none"> 目次 1～6、8 参照 	
		<ul style="list-style-type: none"> 方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	1/500 以上	—	要	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 <技術的基準> <ul style="list-style-type: none"> 目次 7 参照 	
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面 	1/2,500 以上	要	—	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。 <技術的基準> <ul style="list-style-type: none"> 目次 1 参照 	
		<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500 以上	—	要	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。 <技術的基準> <ul style="list-style-type: none"> 目次 7 参照 	
5	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 	1/500 以上	要	—	<作成のポイント> <ul style="list-style-type: none"> 汚水、雨水を区別すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。 <技術的基準> <ul style="list-style-type: none"> 目次 6 参照 	

No	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考	☑
				宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
6	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 	1/50以上	要	—	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 <p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次1参照 	
7	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50以上	要	要 <※>	<p>※堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合は提出が必要</p> <p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。 <p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次2、3、7参照 	
8	擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 	1/50以上	要	—	<p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次2、3参照 	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 	1/50以上	要	—	<p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次4参照 	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 	1/50以上	要	—	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。 <p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次4参照 	
11	排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> 構造詳細図 	1/50以上	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積の場合は、「3土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。 <p><技術的基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 目次6参照 	
12	求積図	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積 	1/500以上	要	要	<p><作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 許可申請の面積と数値が合致していること。 標高差30cmを超える部分の面積が500㎡を超えることによって許可対象となる場合は、当該面積に係る求積図も作成すること。 	

4-5 許可申請手数料

福島県では、許可申請に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。許可申請書に必要な分の福島県収入証紙を貼り付け、提出してください。

※収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないよう御注意願います。

<福島県収入証紙売りさばき所>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html>

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので御注意願います。

【許可申請手数料（条例別表）】

盛土又は切土をする土地の面積（※）	区 分	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
500㎡以内のもの	16,000円	11,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	27,000円	13,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	39,000円	16,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	57,000円	19,000円
3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	72,000円	28,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	96,000円	31,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	150,000円	38,000円
20,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	230,000円	52,000円
40,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	370,000円	72,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	530,000円	100,000円
100,000㎡を超えるもの	690,000円	130,000円

※ 工事に関連する全区域の面積及び標高差 30cm を超える部分の面積ではありませんので、御注意願います。

補足説明

1 手数料

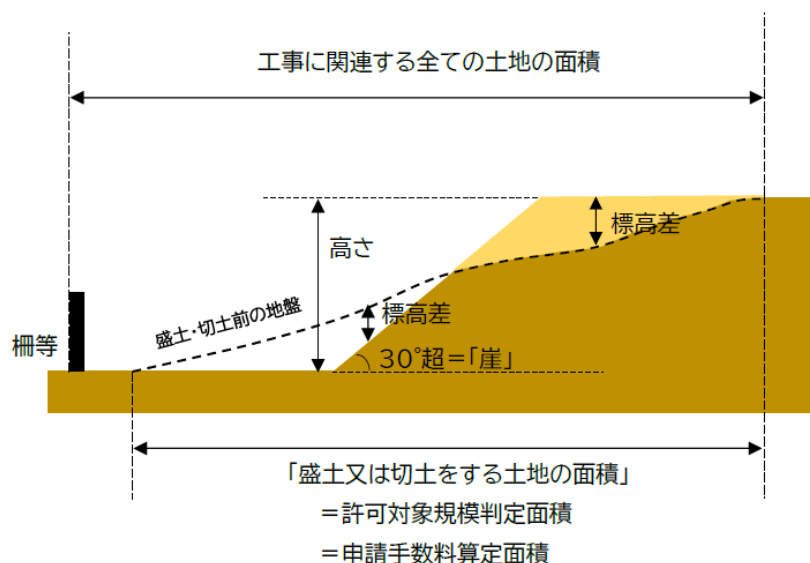
許可申請書の提出に当たっては、許可申請書の貼付欄に福島県収入証紙を貼り付ける方法により、手数料を納付する必要があります。許可対象規模の判断に当たっては、事前相談時等にしっかりと確認を行い、手数料の金額誤りが生じないように注意してください。

2 手数料算定に係る面積

手数料額については、許可申請書中の「工事の概要」欄の「□ 盛土又は切土をする土地の面積」、「□ 土石の堆積を行う土地の面積」に記載されている面積によって、算定します。

許可申請書中の「5 土地の面積」はあくまでも工事に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない区域を含むため、当該面積で手数料額を算定することのないよう御注意願います。

また、標高差 30cm を超える部分の面積が 500 m² を超えることによって許可対象となる場合であっても、手数料額は 30cm 未満の部分を含む全ての盛土、切土、土石の堆積を行う面積で算定することとなりますので、御注意願います。



3 変更許可申請に係る手数料の算定

変更許可申請書の際に徴収する手数料額は、当該変更となる盛土等の増減面積によって、上記条例別表に基づき算定します。

(例1) 宅地造成・特定盛土等であって、

当初の盛土面積 5,000 m²⇒変更後 6,000 m²となる場合

⇒1,000 m²の増のため、手数料額 27,000 円

(例2) 土石の堆積であって

当初の堆積面積 2,000 m²⇒変更後 1,000 m²となる場合

⇒1,000 m²の減のため、手数料額 13,000 円

(例3) 宅地造成・特定盛土等であって

面積の変更がない場合

⇒増減 0 m²のため、手数料額 16,000 円 (500 m²以内の変更として扱います。)

※面積増の場合も減の場合も、変化する面積の量により算定します。

4-6 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

第5章 許可後における留意事項

5-1 許可の条件

本県では、工事許可時に次のような許可の条件を付しています。(法第12条第3項、法第30条第3項)

- (1) 工事施行中の防災措置
- (2) 災害復旧
- (3) 工事施行状況の記録
- (4) 各種報告事項
- (5) 工事を中止又は廃止する場合の措置
- (6) その他

補足説明

1 許可の条件

許可権者より発行される許可証(省令様式第六)の「6 条件」欄に記載される許可に当たっての条件の基本的な内容については、以下のとおりです。ただし、許可権者の判断により、この他に必要と認められる条件が付される場合もあります。

なお、条件(6)については、工事が複数工区に分かれる場合で必要と認められる場合や仮設道路や仮設駐車場等、工事の過程において一定期間に渡り存置される盛土等(法の規制対象となる場合に限る。また、工事期間中に撤去されるものを含む。)が生じる場合等に付されます。

<条件>

(工事施行中の防災措置)

- (1) 工事施工にあたっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。

天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め、防災に努めること。

工事施工中は、交通上又は危険防止のため必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

(災害復旧)

- (2) 工事施工にあたって災害が発生したとき、及び周辺施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置をとるとともに、建設事務所長に届け出てその指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

(工事施行状況の記録)

(3) 防災措置その他各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施行状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入）、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

（各種報告事項）

(4) 工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を遅滞なく報告すること。

擁壁等の構造物の工事は、必要と認められる場合、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し施行するものとし、その結果を報告すること。

（工事を中止又は廃止する場合の措置）

(5) 工事を中止又は廃止するときは、盛土、切土又は土石の堆積等によって周辺の地域に排水及び水利上の支障をきたし、又は盛土等の崩落等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

（工事中仮設道路に係る部分検査）

(6) 工事中仮設道路については、完成した段階で部分検査を受検するものとし、検査合格後に使用を開始すること。

2 許可証に関する教示の交付

工事の許可（又は不許可）に当たっては、省令様式第六の許可証（又は不許可に関する通知）と併せて、行政不服審査法に基づく不服申し立て等に関する「教示」（別添4）が添付されます。

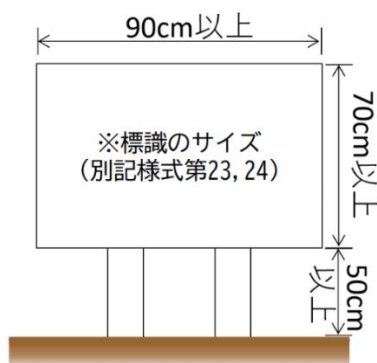
5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。(法第49条)

【標識に記載する事項】

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等の場合) ・省令様式第二十四 (土石の堆積の場合)

<標識のサイズ>



5-3 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【工事着手時に提出する書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則第6	要	要	(細則第9条、第23条)	

5-4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、福島県知事の許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、**当該変更に係る部分の面積に応じて、「4-5 許可申請手数料」**に記載する手数料の納付が必要となりますので、変更許可申請書に**福島県収入証紙**を貼り付け、提出してください。

【提出が必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令第七	要	—	(省令第37条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令第八	—	要	(省令第37条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 (細則第12条、第26条)	

5-5 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「5-4 工事の変更許可申請」は不要ですが、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【軽微な変更】

No.	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【提出が必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	細則第9	要	要	(細則第13条、第27条)	

5-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出

許可を受けた工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成等工事中止・廃止・再開届	細則 第13	要	要	(細則第16条、第30条)	

5-7 提出部数

「5-3」から「5-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部 ※ただし5-4の変更許可申請に係るものは2部
合計	2部 ※ただし、5-4の変更許可申請に係るものは3部

第6章 検査・定期報告

許可後における工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する検査の受検や報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査等事務処理要領」及び、「6-5 検査・定期報告時の留意事項」の確認・遵守をお願いします。

6-1 中間検査

下表に記載する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から4日以内

【中間検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第十三			
2	平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。		

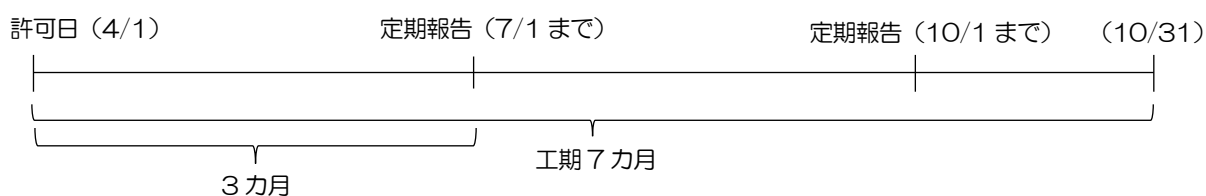
6-2 定期報告

定期報告は、許可後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】

行為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施工状況	許可があった日から3カ月目に当たる日まで。(上記期限日から概ね7日以内の状況を報告すること。) 以降、前回報告時点から3カ月ごと。
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡(①を除く)	報告時点における土石の堆積の施工状況(空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む。)	

<定期報告時期イメージ(例)>



【定期報告に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則第14		・宅地造成又は特定盛土等の場合	
2	土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則第15		・土石の堆積の場合	
3	写真	—	・報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの		
4	進捗が確認できる図面等	—	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示		

6-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	備考	申請時期	<input checked="" type="checkbox"/>
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第九	・宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了から4日以内	
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第十一	・土石の堆積の場合		

6-4 提出部数

「6-1」から「6-3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

6-5 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。詳しくは、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査等事務処理要領を参照願います。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

補足説明

1 完了検査等事務処理要領

中間検査、完了検査に関する手続きについては、(別添1)「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る完了検査等事務処理要領」を参照願います。

2 みなし許可における中間検査及び定期報告

法第15条各項及び第34条各項における、みなし許可となる工事（①国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事、②都市計画法第29条第1項又は第2項の開発許可を受けて行われる工事）についても、対象規模に該当する場合は、盛土規制法上の中間検査及び定期報告（上記①の工事においてはこれに加えて完了検査）が必要となります。

特に上記②の開発許可を受けたことによりみなし許可となる場合は、当該開発許可に係る許可権者と定期報告先及び中間検査申請先が異なる場合がありますので、御注意願います。

開発許可権者（都市計画法）	定期報告先・中間検査申請先（盛土規制法）
中核市 （福島市、郡山市、いわき市）	中核市（福島市、郡山市、いわき市）※1
地方自治法第252条の17の2に基づく 権限委譲市 （会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市）	各市を管轄する県建設事務所 <u>2-2 申請窓口及び書類提出先</u> を参照
各県建設事務所 （上記中核市及び権限委譲市以外の市町村）	各県建設事務所 <u>2-2 申請窓口及び書類提出先</u> を参照

※1 中核市における具体的な担当部署については、各市へお問合せください。

なお、地方自治法第252条の17の2に基づき、開発許可の権限を委譲している市に対しては、令和6年9月20日付け6都第605号により、各管轄建設事務所に対する盛土規制法許可対象工事に関する情報提供について依頼しております（別添2）。

3 部分検査等

工事をする土地の区域が複数工区に分けられている場合や、仮設道路、仮設駐車場、仮設資材置き場等の工事の過程において一定期間に渡り存置される盛土等（法の規制対象となる場合に限る。また、工事期間中に撤去されるものを含む。以下、「当該盛土等」という。）が生じる場合等においては、当該工区ごと、又は当該盛土等が完成した段階で部分的

に検査を受けるようにしてください。

この場合、当該部分検査は、上記1の事務処理要領に定める完了検査の方法に準じて行われ、また、当該工区又は当該盛土等ごとに中間検査が必要な場合は、上記1事務処理要領に定める中間検査の方法に準じて行われます。

4 完了検査前における建築物の工事の着手

盛土規制法においては、都市計画法における開発許可とは異なり、盛土等の完了検査前に建築物の工事に着手することは制限されておりませんが、建築物の工事着手により盛土等の完了検査に支障が出る場合が想定されるため、盛土等の造成工事と並行して建築物の工事着手を希望する場合は、事前相談時等に許可権者へ相談してください。

第7章 申請手続きの流れ

事前相談から許可～検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

【申請手続きの流れ】

	申請者	県建設事務所	市町村	備考
事前相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事前相談書提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">事前相談回答書受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事前相談書受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">事前相談回答書送付</div>		
本申請前	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">周辺住民への周知</div>			
本申請	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">許可申請書提出 (正本1部、副本2部)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">補正依頼受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 5px;">書類補正</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">許可通知書受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">許可申請書收受</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">本審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">補正依頼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">補正書類受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">許可</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">許可通知書交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">副本返却</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">許可事項公表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">許可事項通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: 0 auto;">受領</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更許可申請も同様の流れとする。
工事施行	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">標識の設置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">工事着手届提出 (正本1部、副本1部)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">定期報告書提出 (正本1部、副本1部)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">中間検査申請書提出 (正本1部、副本1部)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">合格証受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">完了検査申請書提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">検査済証受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">工事着手届受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">定期報告書受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px;">中間検査申請書受理 中間検査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;">合格証送付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">完了検査申請書受領 完了検査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; text-align: center;">検査済証交付</div>		<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積は対象外 ・土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。

補足説明

1 許可申請書等の提出部数

各種許可申請書類（変更許可申請書類含む。以下、「許可申請書類等」という。）については、添付書類を含め、正本 1 部、副本 2 部を提出してください。その内、副本については 1 部を申請者への返送用、もう 1 部を市町村への送付用として使用します。申請者へ返送する副本については、收受印を押印する等により、許可後の差し替えといった不正行為を防止します。

2 許可事項の公表

都道府県知事は、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく工事の許可をしたときは、速やかに、インターネットその他適切な方法により当該工事の情報を公表することとされています（法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項に基づく届出（規制区域指定時点の既存工事）及び第 27 条第 1 項に基づく届出（特定盛土等規制区域内の小規模工事）を受理したときについても同様です。）。

なお、公表する事項は以下のとおりです。

<公表事項>

- ①工事主の氏名又は名称
- ②土地の所在地
- ③土地の位置図
- ④許可年月日及び許可番号（届出の場合は届出年月日）
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥着手年月日及び完了年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大高さ
- ⑧盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

なお、福島県においては、（別添 3）の様式により、許可権者である各建設事務所のホームページ上で公表することとしています。

（※都市計画課のホームページには県内 7 事務所の公表ページへのリンクを掲載）

3 市町村への通知

工事の許可等が行われたときは、上記 2 の事項が公表されるとともに、関係市町村へ通知されます。なお、工事区域が複数市町村にまたがるときは、すべての市町村に通知されます。

第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

特定盛土等規制区域において、下表の規模の工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、**当該工事に着手する日の30日前までに**福島県知事への届出が必要となります。（「[1-2 許可を要する工事](#)」に記載する許可申請対象の工事を除く）

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

【届出が必要な工事】

区域	行為	規模
特定盛土等規制区域	宅地造成、特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの。
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十九	要	—	(省令第58条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第二十	—	要	(省令第58条第2項)	
3	届出地及びその周辺の写真	—	要	要		
4	住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <個人>	要 <個人>	・個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの	
5	法人の登記事項証明書	—	要 <法人>	要 <法人>		
6	役員の住民票又は個人番号カードの写し	—	要 <法人>	要 <法人>	・個人番号カードの写しの場合 は番号を黒塗りしたもの	
7	その他、添付を要する書類	第4章「 4-4 許可申請に必要な書類等 」 【許可申請に添付する図面】と同様				

8-2 標識の掲出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは「5-2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・省令様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等の場合) ・省令様式第二十四 (土石の堆積の場合)
② 工事の届出年月日	
③ 工事施行者の氏名又は名称	
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	

8-3 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【工事着手時に提出する書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則第6	要	要	(細則第23条)	

8-4 工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに福島県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令第二十一	要	—	(省令第61条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令第二十二	—	要	(省令第61条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 (細則第29条)	

8-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出

届出をした工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	特定盛土等工事中止・廃止・ 再開届	細則 第 13	要	要	(細則第 30 条)	

8-6 工事の完了に関する届出

届出をした工事が完了したときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	届出工事の完了届	細則 第 16	要	要	(細則第 34 条)	

8-7 提出部数

「8-1」及び「8-3」から「8-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

補足説明

1 届出⇒許可申請への切り替え

特定盛土等規制区域内にて行う小規模な工事については、許可申請ではなく、届出を行うこととなっていますが、当該工事の途中で許可対象規模を超える変更が生じる場合は、変更届出ではなく、新たに許可申請が必要となりますので、御注意願います。

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、福島県知事への届出が必要となります。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第4章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令第十七	(省令第55条、第85条)	

9-2 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に、福島県知事へ届け出なければならない。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第4章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	備考	<input checked="" type="checkbox"/>
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第十八	(省令第56条、第86条)	

9-3 工事の変更届出

「9-1」に掲げる工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに福島県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積	擁壁等		
1	届出工事の変更届出書	細則 第12	要	要	要	(細則第15条)	
2	工事の計画の変更に伴い内容 が変更となる書類	—	要	要	要	当該変更に係る事項の新 旧を対照したものとす ること。 (細則第15条)	

9-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出

「9-1」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積	擁壁等		
1	宅地造成等工事中止・廃止・再 開届	細則 第13	要	要	要	(細則第16条、第30条)	

9-5 工事の完了に関する届出

「9-1」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに福島県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積	擁壁等		
1	届出工事の完了届	細則 第16	要	要	要	(細則第20条、第34条)	

9-6 提出部数

「9-1」から「9-5」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

第10章 その他の手続き

10-1 法に適合していることを証する書面の交付申請

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、建築基準法第6条第1項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書類の添付が必要となる場合があります（注1）。

当該証明書類の交付を希望する場合は、以下の書類を **2-2 申請窓口及び書類提出先**まで提出してください。

注1：審査機関によって、必ずしも提出を求められる訳ではありません。

【交付申請に必要な書類等】

No	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成 特定盛土	土石の 堆積		
1	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書	細則第17	要	要	(細則第35条)	
2	建築確認申請書の写し	—	要	要		
3	位置図	—	要	要		
4	土地登記事項証明書	—	要	要		
5	公図	—	要	要		
6	建築計画概要書	—	要	要		
7	配置図	—	要	要	建築物等の配置を明示すること。	
8	平面図	—	要	要	盛土、切土等をする土地の部分を明示すること。	
9	立面図	—	要	要	土地の造成計画が確認できるものとする。	
10	敷地求積図	—	要	要	土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積。	
11	その他必要書類	—	要 <※>	要 <※>	※別途指示があれば提出すること。	

※ 既に法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項による許可を受けている工事の場合、No.3~10の書類の提出は不要です。

【交付申請手数料】

単位	手数料額
1件につき	470円

※ 福島県では、交付申請に係る手数料を条例により定めています。必要分の **福島県収入証紙** を正本に貼り付け、提出してください。

※ 収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないよう御注意願います。

<福島県収入証紙売りさばき所>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html>

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

補足説明

1 法に適合していることを証する書面の交付手続きについて

建築基準法第6条第1項等の規定により、一定の建築物を新築、増築等する場合には、特定行政庁の建築主事又は民間企業の指定確認検査機関に当該建築物等の建築計画が建築基準法令や建築基準関係規定に適合しているかどうかを工事着手前に審査してもらう必要があります（いわゆる「建築確認申請」）。その申請に当たっては、盛土規制法を含む、各種法令に適合していることを証する書類の添付が必要な場合があり、盛土規制法関連では省令第88条において、当該書類の交付を都道府県知事等に求めることができる旨、規定されています。

基本的には、細則様式第17号により、盛土規制法の許可権者に対し交付申請を行うことで、証明書が発行されますが、既に許可済みの案件に関しては、当該許可証の写し等により替えることができないか、建築確認等の審査機関へ確認してください。

なお、建築確認の審査機関の判断により、証明書類の添付は不要とする場合もあります。

また、交付申請に当たっては手数料が必要となりますので、許可申請と同様、**福島県収入証紙**により納付してください。

提出は正本1部、副本1部とし、副本下部の証明欄に許可権者の証明印を押印の上、交付されます。

福島県土木部都市計画課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
電話番号 024-521-7045、7508
FAX番号 024-521-7956
メールアドレス toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査等事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

(検査の種類)

第 2 条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査及び再検査とする。

2 中間検査とは、法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第 17 条第 1 項若しくは第 4 項及び第 36 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、工事の手直等の後において再度行う検査をいうものとする。

(検査の方法)

第 3 条 前条の検査は、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、別添の「工事検査の方法」により、その適合を判定するものとする。

(検査員)

第 4 条 第 2 条の検査は、建設事務所長又は建設事務所長が当該建設事務所の職員のなかからあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

2 前項の検査員は技術職員でなければなることができない。ただし、当該工事の区域が小さいものであり、かつ、技術的判断の要素が少ないと建設事務所長が認めたものについてはこの限りでない。

(検査日時等の通知)

第 5 条 建設事務所長は、工事検査を実施しようとするときは第 1 号様式による工事検査通知書により、当該許可を受けた者に検査の日時等を通知するものとする。

(検査結果の報告)

第 6 条 検査員は第 2 条の検査を実施したときは、遅滞なく建設事務所長にその結果を第 2 号様式による検査報告書により報告しなければならない。

(工事の手直し等の指示)

第 7 条 建設事務所長は、前条の報告により当該工事が当該許可の内容に適合していないと認めたときは、法第 20 条第 3 項第 2 号及び第 3 号又は第 39 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による監督処分をする場合を除くほか、第 3 号等様式による指示書により、工事の手直しを指示するものとする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第 17 条第 2 項又は第 36 項第 2 項の規定による検査済証、法第 17 条第 5 項又は第 36 条第 5 項の規定による確認済証及び法第 18 条第 2 項又は第 37 条第 2 項の規定による中間検査合格証を交付できない旨を合わせて通知し、かつ、指示された工事が完了したときは第 4 号様式による手直し工事完了届を提出することを求めるものとする。

3 前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第 2 条から前項までの規定を準用する。

(工事完了検査済証等の交付)

第 8 条 建設事務所長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事が許可の内容及び別添「1. 完了検査の方法」に適合していると認めたときは、法第 17 条第 2 項又は第 36 項第 2 項の規定による検査済証を当該許可を受けた者に交付するものとする。

2 建設事務所長は、当該土石の堆積に関する工事において、別添「1. 完了検査の方法」により、堆積

されていた土石が全て除却されたと認めるときは、法第 17 条第 5 項又は第 36 項第 5 項の規定による確認済証を当該許可を受けた者に交付しなければならない。

3 建設事務所長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事の内、特定工程に係る工事が別添「2. 中間検査の方法」に適合していると認めるときは、法第 18 条第 2 項又は第 37 項第 2 項の規定による中間検査合格証を当該許可を受けた者に交付するものとする。

4 建設事務所長は、第 1 項の検査済証及び第 2 項の確認済証を交付したときは、その写しを当該工事の申請地が所在する市町村の長に送付するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

工事検査の方法

I. 完了検査

1 方法

完了検査の実施に当たっては、盛土及び切土の安定及び機能施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする。

測定の結果、許可の内容と相違する箇所が発見された場合は、工事手直指示書により手直工事を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については「3. 工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。

2 重点検査事項

(1) 石積（張）、ブロック積（張）工

- ①法 長 原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－5 cm以内とする。
石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
- ②法勾配 適宜測定し許容範囲は－0.5 分以内とし、+緩は検査員の判定による。
- ③胴込、裏込コンクリート 1箇所/300 m²で測定し、許容範囲は－2 cmとする。
- ④裏込礫 適宜測定し検査員の判定による。
- ⑤水抜穴 適宜測定し検査員の判定による。

(2) 擁壁コンクリート

- ①法 長 原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、－5 cm以内とし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
- ②法勾配 適宜測定し、許容範囲は－0.5 分以内とし、+緩は検査員の判定による。
- ③天端幅、敷幅 適宜測定し、許容範囲は天端幅で±2 cm、敷幅で±2 cm以内とする。

(3) 盛土、切土

- ①盛土又は切土の直高、法勾配、面積について、許可の内容に適合していること。
- ②小段幅を1箇所/40mで測定し、許容範囲は-10cmとする。
- ③雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。
- ④締め固め、段切り等の施工が盛土等防災マニュアルの基準に適合していることを適宜工事写真や資料等にて検査する。

(4) 土石の堆積

- ①堆積されていた土石が全て除却されたことを確認する。
- ②確認の方法は、土石が堆積される前の図面、写真を用いて行うこと。

3 部分検査等

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、当該工事をする土地の区域を複数工区に分けた場合や、仮設道路等の工事の過程において一定期間に渡り存置される盛土等（法の規制対象となる場合に限る。また、工事期間中に撤去されるものを含む。以下、「当該盛土等」という。）が生じる場合等においては、当該工区ごと、又は当該盛土等が完成した段階で部分的に検査を行うものとする。

この場合、当該部分検査は、本事務処理要領に定める完了検査の方法に準じて行うものとし、また、当該工区又は当該盛土等ごとに中間検査が必要な場合は、本要領に定める中間検査の方法に準じて行うものとする。

Ⅱ. 中間検査

1 方法

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

中間検査の実施は、立会いを基本として目視にて、施工計画及び技術的基準に準じて適切な施工がなされているか確認を行うこととするが、立会い検査が困難な場合は、写真検査、書類検査等で行う。この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする

検査対象（特定工程） 盛土又は切土における暗渠排水管等の排水施設を設置する工事の工程とする。

検査頻度 1 施工箇所（施工箇所／形状寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう）あたり 1 回以上行うこと。

2 重点検査事項

（1）盛土工事における排水施設

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
- ④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか
- ⑤ 溪流や季節水路等の通過水流は適切に処理されているか

（2）切土工事における排水施設

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
- ④ 湧水は適切に処理されているか
- ⑤ 溝掘りは適切に施工されているか

Ⅲ. 工事写真の整備について

1 写真の撮影

- (1) 工事写真は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影する。
- (2) 撮影の要領は、別表による。

2 提出用写真の整理

- (1) 台紙の大きさは、原則としてA4判とする。
- (2) 表紙には、次の事項を記入する。
工事名、工事箇所、着工、竣功年月日、写真全枚数、施行者名
- (3) 写真の整理は、初め竣功写真を、次に着工前写真を添付し、対照できるようにすること。
- (4) 工事中的写真は、各工種について施工の順に応じて整理すること。

(別表)

工 事 写 真 の 撮 影 要 領

区分	撮 影 種 目	撮 影 基 準	管 理 方 法	処 置
工 事 状 況 写 真	1. 工事着手前および工事完成写真 2. 工事施行中の写真 (1) 施行状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致の写真 (5) その他施行中の写真 3. 工事中の安全管理関係写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影された写真が状況・場所・時期・寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとする。 ・写された写真の目的を明確にするため次の事項を記入した小黒板を写し込むものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現像焼付け後、目的通り撮影されていないものは、すみやかに撮り直しを行なうものとし、再撮影不能のもの、撮り落としたものについては、ただちに報告し、その処置について指示を受けるものとする。
で き 形 管 理 用 写 真	1. 石積(張)工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管(函)キョ工、崖面崩壊防止施設工、法面保護工、防災措置等のでき形寸法およびこれらの基礎工で完成後明視できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小黒板の寸法は45cm×30cmとする。 イ 工事名 ロ 工種 ハ 位置 ニ 設計寸法 ホ 実測寸法 ヘ 略 図 	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影後は、できるだけすみやかに現像、焼付けを行ない、目的どおり撮影が行なわれたかどうか確かめるものとする。 	

(別表 続き)

区分	撮 影 種 目	撮 影 基 準	管 理 方 法	処 置
で き 形 管 理 用 写 真	2. 床堀、置換工、段切り、まき出し厚、衣土厚、地盤線の変化点等における寸法等。 3. コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の鉄筋の位置、組立寸法。 4. その他のもので完成後明視できなくなるもののでき形寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の大きさは9 cm×6 cmを標準とする。 ・ただし、必要によりサービス判またはつなぎ写真とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真は工種、種別細別ごとに整理しアルバムに整理はりつけするものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現像焼付け後撮影された写真と被写体または、他の記録等と対処し、より適切な撮影が行なわれるよう処置しなければならない。
工 事 中 の 災 害 写 真	1. 被災前の写真(上記の各種目の写真と兼用できる) 2. 被災中の写真 3. 被災後の写真 (1) 全ぼう写真 (2) 部分写真			

工事写真の撮影に使用する小黑板

30 cm	
工 事 名	
工 種	
位 置	
寸 法 実 寸 (設 計)	() () ()
略 図	

45 cm

記 入 例

工 事 名	宅 地 造 成 工 事		
工 種	石 積 用 基 礎 コ ン ク リ ー ト		
位 置	NO46 + 15m 右 側		
寸 法 実 寸 (設 計)	A 25.5 (25.0)	B 15.3 (15.0)	C 46.0 (45.0)
略 図			

工事検査通知書

第 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（完了・中間・再）検査の実施について（通知）

このことについては、宅地造成及び特定盛土等規制法（第17条第1項・第17条第4項・第36条第1項・第36条第4項・第18条第1項・第37条第1項）の規定により下記のとおり検査を実施します。

記

1. 検査日時 年 月 日 時 分頃
2. 工事をした土地の所在地及び地番
3. 参集者 許可を受けた者
工事施行者
設計者

（注）代理出席される場合には、委任状を用意してください。

第2号様式

所 長	次 長	部 長	課 長	係 長	本件検査を に命ずる

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事 } 中間
完了
再 } 検査報告書

許 可 年 月 日 番 号		完 了 届 年 月 日		検 査 (予 定) 年 月 日	
. . . 第 号		
立 会 人	建 設 事 務 所	市 町 村	許 可 受 人	工 事 施 工 者	

1. 工事の内容

工事をした土地 の所在・地番		盛土等の 面積	m ²
許可を受けた者 の住所氏名		工事施行者住所 氏 名	

2. 検査所見

--

3. 手直し指示事項

(技術)	結果	
(事務)	結果	

4. 再 検 査

再検査年月日	・	・	立 会 人	
所 見				

以上のとおり検査をしました。

年 月 日

検査員職名

判 定	合 格	不 合 格
備 考		

所 長	次 長	部 長	課 長	係 長	係 員

第 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の手直しについて（通知）

年 月 日に実施した宅地造成及び特定盛土規制法（第17条第1項・第17条第4項・第36条第1項・第36条第4項・第18条第1項・第37条第1項）の規定に基づく検査の結果、別紙のとおり工事の手直しを指示します。手直し工事が完了したときは別添工事完了届書により届出てください。

なお、再検査に合格するまで（検査済証・確認済証・中間検査合格証）を交付することはできませんのでご了承ください。

（注）この指示にしたがわないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項第2号及び第3号又は第39条第3項第2号及び第3号の規定による監督処分を行うこととなります。

工 事 手 直 指 示 書			
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事完了検査の結果を下記のとおり指示する。			
許可番号		工事をした 土地の所在 ・地番	
許可年月日		着手年月日	年 月 日着手
		完了年月日	年 月 日完了
工事主		検査年月日	年 月 日
工事施行者		検査員	
手直事項			
指示事項			
手直期日	年 月 日	手直し完了 後の検査	再検査
<p>注意 1. 工事主又は工事施行者は、完了検査に合格しなかったときは、遅滞なく補修又は改造の上別紙による届を行い再び検査を受けなければならない。</p> <p>2. 工事主又は工事施行者は、その工事において地中又は水中等外部に現れてない工事で、その適否を判定したものは写真を添付すること。</p>			

手直し工事完了届書

年 月 日

福島県 建設事務所長

届出者 住所

氏名

年 月 日付 第 号で指示のあった工事の手直しについて、工事を完了したので届け出ます。

(注) 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 添付書類：工事写真等

6 都 第 6 0 5 号
令和 6 年 9 月 2 0 日

各事務処理市 開発許可所管課長 様

福島県土木部都市計画課長
(公 印 省 略)

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可みなしとなる工事に関する
対応について (依頼)

このことについて、令和 6 年 9 月 2 4 日付けで貴市における規制区域の指定を行い、宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下、「盛土規制法」という。) による規制が開始となる予定です。

盛土規制法においては、許可を要する規模の工事の内、都市計画法第 2 9 条第 1 項及び第 2 項に係る開発許可を受けた工事に関しては、許可みなしとなることが定められておりますが、当該工事については、盛土規制法の技術的基準に適合している必要があります。

また、特定の工程を行う場合や一定規模以上の盛土等を行う場合は、盛土規制法で定める中間検査の受検及び 3 ヶ月ごとの定期報告が必要とされており、当該中間検査の実施主体及び定期報告の提出先は、県建設事務所が担うこととなります。

つきましては、貴市において令和 6 年 9 月 2 4 日以降に都市計画法第 2 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による開発許可を行う工事及び同法第 3 4 条の 2 第 1 項に基づく協議による許可みなしを行う工事の内、盛土規制法の許可を要する規模に該当するものについて許可等を行った場合は、(別紙 1) を参考に管轄の県建設事務所へ情報提供いただきますようお願いいたします。

また、当該工事の審査に当たっては、都市計画法第 3 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、(別紙 2) により盛土規制法の技術的基準を満たすよう審査を行っていただくとともに、(別紙 3) により、申請者に対し通知いただきますようお願いいたします。

上記の他、盛土規制法の手続き・審査に当たっては、当課作成の「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き<許可実務者マニュアル>」及び「盛土規制法に関する技術的基準」も併せてご確認願います。

加えて、開発行為に該当しない工事等についての相談や都市計画法施行規則第 6 0 条の証明を行った場合等においても、盛土規制法の規制に該当する場合がありますので、相談者に対して県建設事務所への相談を促すとともに、適宜、県建設事務所への情報共有を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 添付書類

- (1) 別紙 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可みなしに係る対応について
- (2) 別紙 2 都市計画法と宅地造成及び特定盛土等規制法との技術的基準対照表
- (3) 別紙 3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく定期報告等の実施について (申請者宛て通知文例)

(別紙1)

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可みなしに係る対応について

1 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）における規制対象規模

(1) 許可を要する工事の対象規模

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞		赤文字 宅地造成等工事規制区域	青文字 特定盛土等規制区域		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

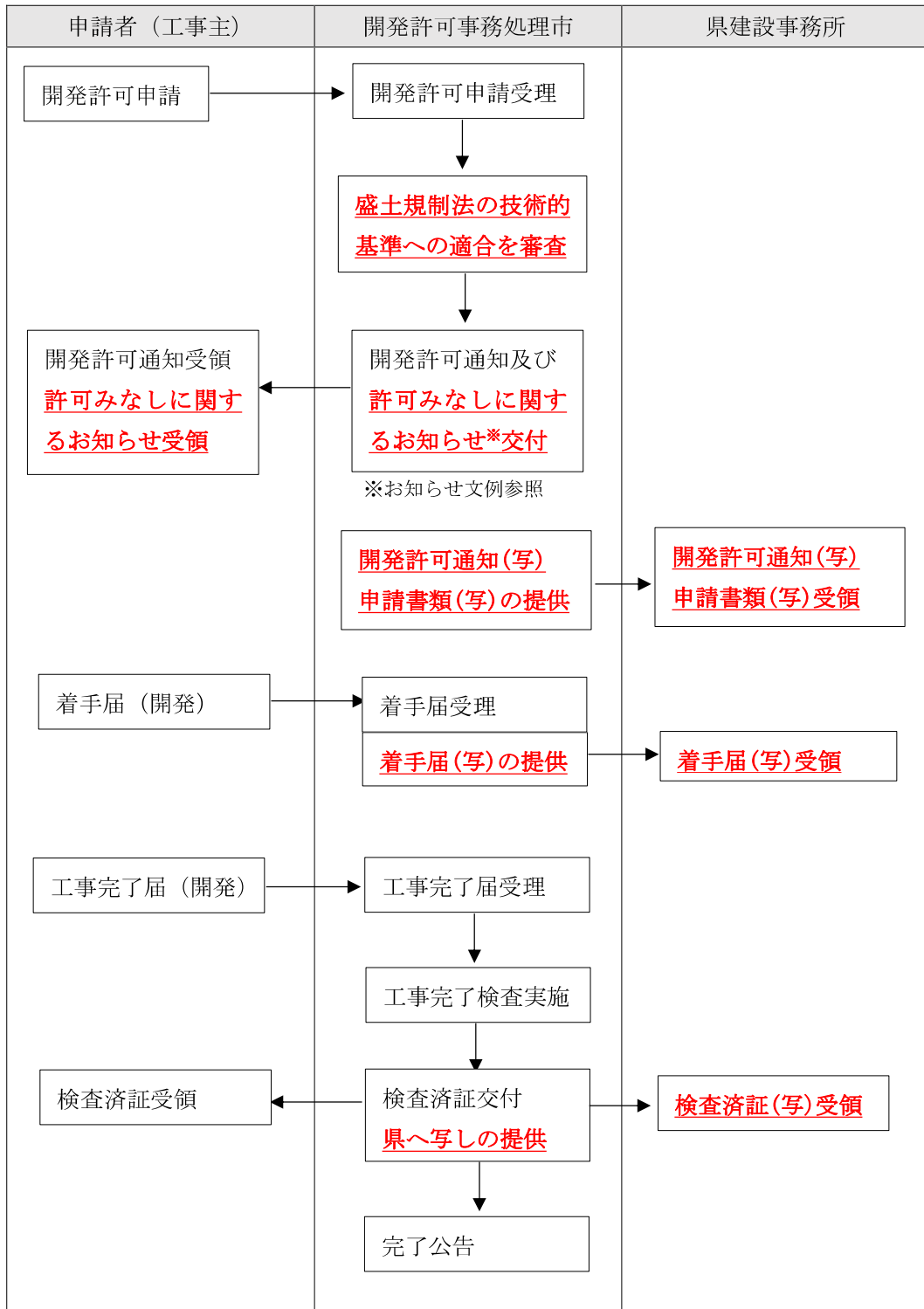
※ 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜許可を要しない工事＞

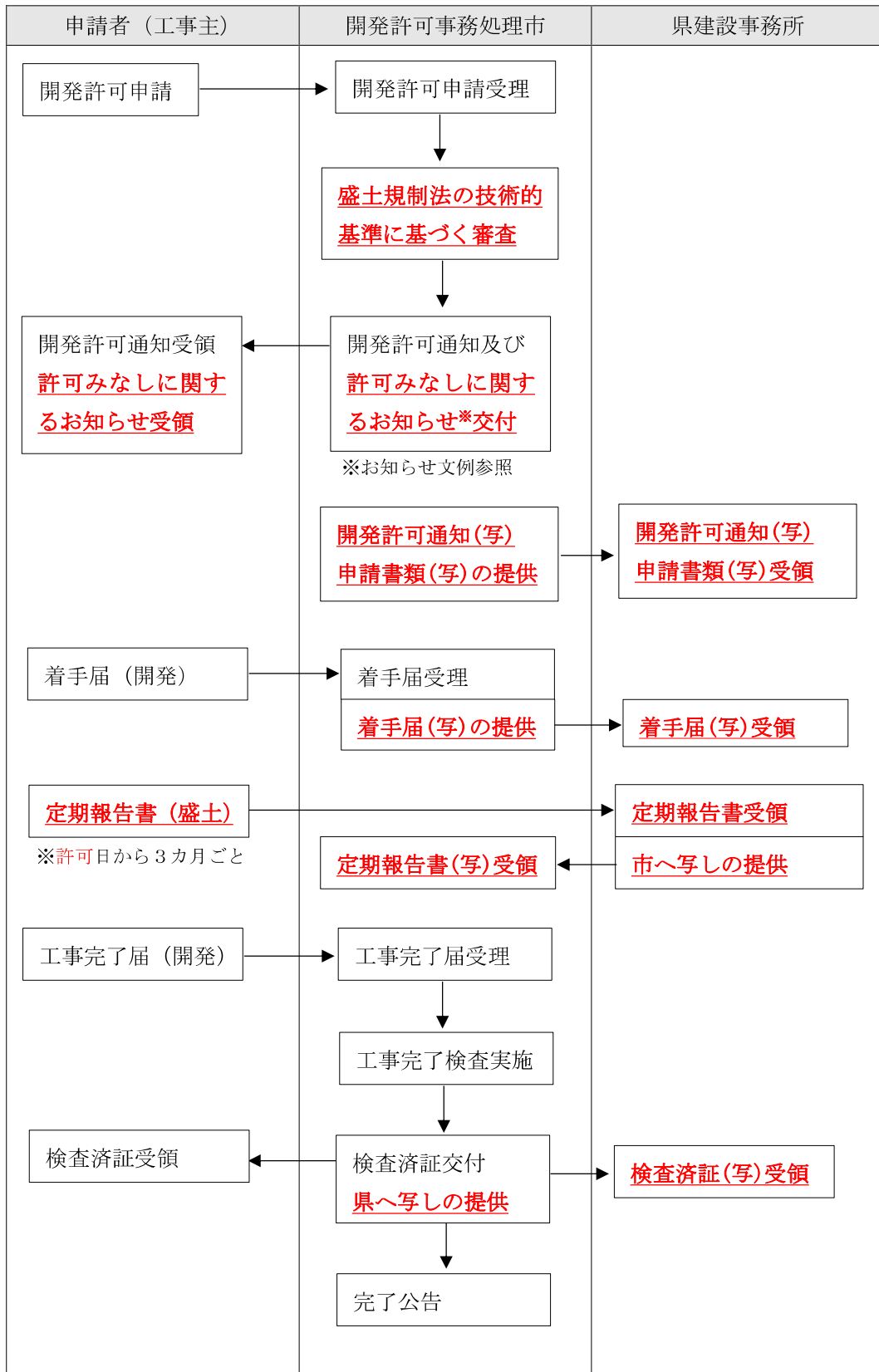
- ① 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えない場合。（※標高差が一部でも30cmを超える盛土又は切土をする場合は全ての盛土及び切土面積の合計が規制対象の面積となります。）
- ② その他、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引き＜許可実務者マニュアル＞」の「1-5 許可及び届出を要しない工事等」のとおり。

2 許可みなしに係る業務フロー図等

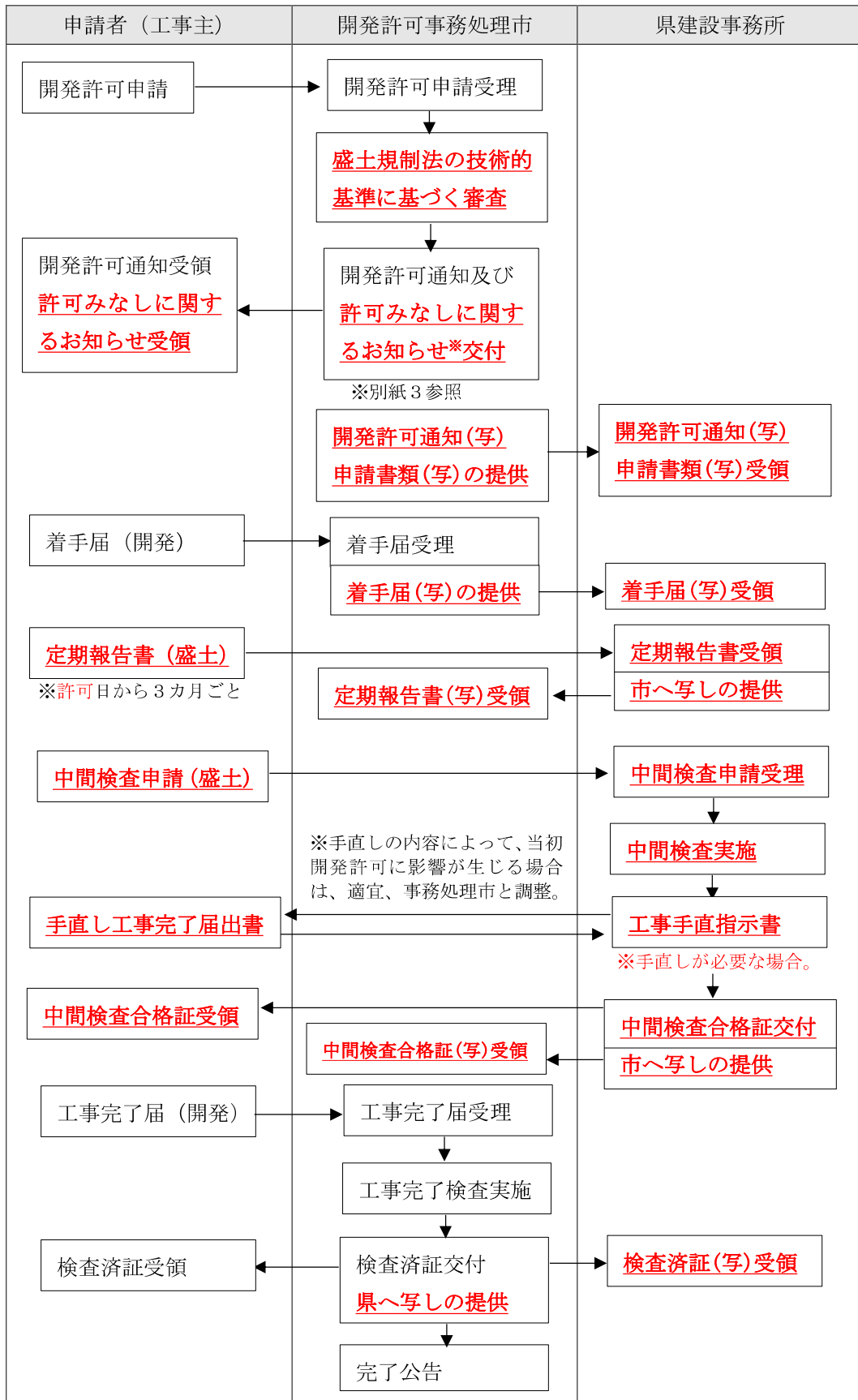
(1) 規制対象規模⇒**該当**、中間検査規模⇒**非該当**、定期報告規模⇒**非該当**の場合



(2) 規制対象規模⇒**該当**、中間検査規模⇒**非該当**、定期報告規模⇒**該当**の場合



(3) 規制対象規模⇒該当、中間検査規模⇒該当、定期報告規模⇒該当の場合



(4) 当初許可時⇒盛土規制法許可**対象外**かつ**変更**許可時⇒盛土規制法許可**対象**の場合

盛土規制法第15条第2項のみなし許可は当初の開発許可に限り適用されるため、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります(国・盛土規制法に関するQ&A(自治体関係者向け)2.(3)②問3)。

このため、上記の場合は申請者に対し、開発許可の変更申請とは別に、盛土規制法に係る新規申請を県建設事務所へ行っていただくよう指導願います。

(5) その他連絡調整事項について

以下の場合において、適宜、事務処理市⇔県建設事務所間で連絡調整の上、御対応願います。

- ① 開発許可をした工事を中止・廃止・停止等した場合
⇒関係書類の共有を行う。
- ② 許可内容・条件等に反する事実が判明した場合
⇒関係書類の共有を行うとともに、許可の取消し等の処分の要否について、事務処理市と県建設事務所間で調整する。
- ③ 監督処分を行った場合
⇒関係書類の共有を行う。

3 建設事務所への提供書類等

(1) 開発許可時に提供いただく書類

No.	書類名 (それぞれ写しで可)
1	開発許可証
2	開発許可申請書
3	設計説明書
4	開発区域位置図
5	開発区域区域図
6	現況図
7	求積図
8	土地利用計画図
9	造成計画平面図
10	造成計画断面図
11	がけの断面図
12	擁壁の構造図
13	排水施設計画平面図
14	排水施設構造図
15	流末水路構造図
16	構造計算書
17	安定計算書
18	水利計算書
19	工程表
20	その他必要となる図書

(2) その他提供書類

No.	書類名 (それぞれ写しで可)	提出時期
1	着手届 (写)	相手方からの提出時
2	検査済証 (写)	検査済証交付時

※該当書類がない場合は提供不要です。

※書類の名称は必ずしも一致していなくても構いません。

※各建設事務所と相談の上、支障がない場合は電子データによる提供も可能とします。

(別紙2)

都市計画法と宅地造成及び特定盛土等規制法との技術的基準対照表

項目	都市計画法関連	宅地造成及び特定盛土等規制法関連	備考
地盤	<p>地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。 (令第28条第1号)</p>		
	<p>開発行為によってがけが生じる場合には、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。 (令第28条第2号)</p>	<p>盛土又は切土(第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。)をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。 (令第7条第2項第1号)</p>	<p>【宅地造成及び特定盛土等規制法(技術的基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をした崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に2%以上の下り勾配を付すること。
	<p>切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。 (令第28条第3号)</p>	<p>切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 (令第7条第2項第3号)</p>	
	<p>盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。 (令第28条第4号)</p>	<p>おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。 (令第7条第1項第1号イ)</p>	
	<p>著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。 (令第28条第5号)</p>	<p>著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。 (令第7条第1項第2号)</p>	<p>【宅地造成及び特定盛土等規制法(技術的基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土をする前の地盤面の勾配が15°(約1:4)程度以上の傾斜地地盤上に盛土を行う場合、段切りを行うこと。 段切り寸法は、原則、高さ0.5m以上、幅1.0m以上とすること。
	<p>開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置が講ぜられていること。 (令第28条第6号)</p>	<p>盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 (令第15条第1項)</p>	
		<p>盛土又は切土をした後の土地の地表面(崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。)について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 <p>(令第15条第2項)</p>	
		<p>盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。 (令第7条第1項第1号ロ)</p>	

	<p>イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>（令第7条第1項第1号ハ）</p>	
	<p>山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。</p> <p>（令第7条第2項第2号）</p>	<p>【宅地造成及び特定盛土等規制法(技術的基準)】 溪流等の範囲以外でも、原則、盛土の高さは15mまでとし、15m以上は高盛土(長大法)と位置付け、更に安全等への配慮を必要とする。</p>
	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（細則第10条及び第24条）</p>	<p>【都市計画法(土砂流出防止対策基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土の高さは原則として15mまでとし、直高毎に幅1m以上の小段を設置するものとする。 土砂の切土高が5.0mを超える場合には、原則として高さ5.0m毎に幅0.5m以上の小段を設けること。 <p>【宅地造成及び特定盛土等規制法(技術的基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土及び切土高5mごとに、幅1.5m以上の小段を設けること。 盛土及び切土高15mごとに幅3.0m以上の小段を設けること。

<p>擁壁の設置</p>	<p>切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するものがけ面については、この限りでない。</p> <p>一 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの</p> <table border="1" data-bbox="442 516 976 924"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>擁壁を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 土質が前号の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。 (規則第23条第1項)</p>	土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限	軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度	<p>盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。</p> <p>イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面</p> <p>(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの</p> <p>(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）</p> <p>(令第8条第1項第1号)</p> <p>別表第一</p> <table border="1" data-bbox="1279 585 1813 993"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>擁壁を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td> <td>60度</td> <td>80度</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度</td> <td>50度</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度</td> <td>45度</td> </tr> </tbody> </table> <p>前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖部分は連続しているものとみなす。 (令第8条第2項)</p>	土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限	軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度	<p>【都市計画法（土砂流出防止対策基準）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土の勾配は35度（1.5割）より緩い勾配で仕上げなければならない。 次のような場合は、擁壁の設置を必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> 盛土の法面の勾配が35度(1.5割)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。 人家、学校、道路等に近接しかつ法面の勾配が30度(1.7割)より急で高さが1mを超える場合。
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限																									
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度																									
風化の著しい岩	40度	50度																									
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度																									
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限																									
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度																									
風化の著しい岩	40度	50度																									
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度																									
	<p>前項の規定の適用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。 (規則第23条第2項)</p>	<p>小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。 (令第1条第3項)</p>																									
	<p>第1項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。 (規則第23条第3項)</p>	<p>盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。</p> <p>ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面</p> <p>(令第8条第1項第1号)</p>																									
		<p>高さが5メートルを超える擁壁の設置をする工事は政令第22条及び規則第35条で定める資格を有する者の設計によらなければならない。 (法第13条第2項、令第21条第1号)</p>																									

<p>擁壁を設置しないがけ面の保護</p>	<p>開発行為によって生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護しなければならない。 (規則第 23 条第 4 項)</p>	<p>盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 (令第 15 条)</p>	
<p>擁壁の構造</p>	<p>第 23 条第 1 項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。 一 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。 イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 ハ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。 ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 (規則第 27 条第 1 項第 1 号)</p>	<p>前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。 (令第 8 条第 1 項第 2 号)</p> <hr/> <p>第 8 条第 1 項第 2 号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第 14 条第 2 号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 (令第 9 条第 1 項)</p> <hr/> <p>前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。 (令第 9 条第 2 項)</p>	

前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(令第9条第3項)

別表第二

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならず、第1条第4項に規定する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端の土質に依り別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合は、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(令第10条)

別表第四

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え 75度以下	2 m以下	40 c m以上
			2 mを超え 3 m以下	50 c m以上
		65度を超え 70度以下	2 m以下	40 c m以上
			2 mを超え 3 m以下	45 c m以上
			3 mを超え 4 m以下	50 c m以上
		65度以下	3 m以下	40 c m以上
			3 mを超え 4 m以下	45 c m以上
			4 mを超え 5 m以下	60 c m以上
		第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え 75度以下
2 mを超え 3 m以下	70 c m以上			
65度を超え 70度以下	2 m以下			45 c m以上
	2 mを超え 3 m以下			60 c m以上
	3 mを超え 4 m以下			75 c m以上

		<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>65 度以下</td> <td>2 m 以下</td> <td>40 c m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 m を 超 え 3 m 以下</td> <td>50 c m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 m を 超 え 4 m 以下</td> <td>65 c m 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4 m を 超 え 5 m 以下</td> <td>80 c m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第三種</td> <td rowspan="8">その他の土質</td> <td rowspan="2">70 度を 超 え 75 度 以下</td> <td>2 m 以下</td> <td>85 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>2 m を 超 え 3 m 以下</td> <td>95 c m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65 度を 超 え 70 度 以下</td> <td>2 m 以下</td> <td>75 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>2 m を 超 え 3 m 以下</td> <td>85 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>3 m を 超 え 4 m 以下</td> <td>105 c m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65 度 以下</td> <td>2 m 以下</td> <td>70 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>2 m を 超 え 3 m 以下</td> <td>80 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>3 m を 超 え 4 m 以下</td> <td>95 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>4 m を 超 え 5 m 以下</td> <td>120 c m 以上</td> </tr> </tbody> </table>			65 度以下	2 m 以下	40 c m 以上				2 m を 超 え 3 m 以下	50 c m 以上				3 m を 超 え 4 m 以下	65 c m 以上				4 m を 超 え 5 m 以下	80 c m 以上	第三種	その他の土質	70 度を 超 え 75 度 以下	2 m 以下	85 c m 以上	2 m を 超 え 3 m 以下	95 c m 以上	65 度を 超 え 70 度 以下	2 m 以下	75 c m 以上	2 m を 超 え 3 m 以下	85 c m 以上	3 m を 超 え 4 m 以下	105 c m 以上	65 度 以下	2 m 以下	70 c m 以上	2 m を 超 え 3 m 以下	80 c m 以上	3 m を 超 え 4 m 以下	95 c m 以上	4 m を 超 え 5 m 以下	120 c m 以上	
		65 度以下	2 m 以下	40 c m 以上																																										
			2 m を 超 え 3 m 以下	50 c m 以上																																										
			3 m を 超 え 4 m 以下	65 c m 以上																																										
			4 m を 超 え 5 m 以下	80 c m 以上																																										
第三種	その他の土質	70 度を 超 え 75 度 以下	2 m 以下	85 c m 以上																																										
			2 m を 超 え 3 m 以下	95 c m 以上																																										
		65 度を 超 え 70 度 以下	2 m 以下	75 c m 以上																																										
			2 m を 超 え 3 m 以下	85 c m 以上																																										
			3 m を 超 え 4 m 以下	105 c m 以上																																										
		65 度 以下	2 m 以下	70 c m 以上																																										
			2 m を 超 え 3 m 以下	80 c m 以上																																										
			3 m を 超 え 4 m 以下	95 c m 以上																																										
4 m を 超 え 5 m 以下	120 c m 以上																																													
水 抜 穴	<p>擁壁には、その裏面の排水をよくするため、水抜穴が設けられ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあっては、この限りでない。 (規則第 27 条第 1 項第 2 号)</p>	<p>第 8 条第 1 項第 1 号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積 3 平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が 7.5 センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。 (令第 12 条)</p>																																												
崖 面 崩 壊 防 止 施 設		<p>盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面に擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。 (令第 14 条第 1 号)</p>																																												
		<p>崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。 (令第 14 条第 2 号)</p>																																												

排水施設	<p>切土又は盛土をする場合において、地下水により崖がけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。 (令第 28 条第 1 項第 7 号)</p>	<p>盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 (令第 16 条第 1 項)</p>	
排水施設	<p>開発区域内の排水施設の管渠の勾こう配及び断面積は、5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。 (規則第 21 条第 1 項)</p>		
	<p>切土又は盛土をする場合において、地下水により崖がけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、その管渠の勾こう配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。 (規則第 21 条第 2 項)</p>		
	<p>排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。 (規則第 26 条第 1 号)</p>	<p>堅固で耐久性を有する構造のものであること。 (令第 16 条第 1 項第 1 号)</p>	
	<p>排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。 (規則第 26 条第 2 号)</p>	<p>陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。 (令第 16 条第 1 項第 2 号)</p>	
	<p>公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。 (規則第 26 条第 3 号)</p>		
	<p>管渠の勾こう配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあっては、その内径又は内法のり幅が、20 センチメートル以上のもの）であること。 (規則第 26 条第 4 号)</p>	<p>その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 (令第 16 条第 1 項第 3 号)</p>	
	<p>専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向、勾こう配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ 管渠の内径又は内法のり幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所 (規則第 26 条第 5 号)</p>	<p>専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ 管渠の内径又は内法のり幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 (令第 16 条第 1 項第 4 号)</p>	
	<p>ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべます又はマンホールにあっては、密閉することができるふたに限る。）が設けられていること。 (規則第 26 条第 6 号)</p>	<p>ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 (令第 16 条第 1 項第 5 号)</p>	

	<p>ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他の地表水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上の泥溜めが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。 (規則第26条第7号)</p>	<p>ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。 (令第16条第1項第6号)</p>	
		<p>前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号(第2号ただし書及び第4号を除く。)のいずれにも該当するものを設置することとする。 (令第16条第2項)</p>	
		<p>盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置をする工事は、政令第22条及び規則第35条で定める資格を有する者の設計によらなければならない。 (法第13条第2項、令第21条第2号)</p>	
<p>基準法の用</p>	<p>開発行為によって生ずるがけのがけ面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第142条(同令第7章の8の準用に関する部分を除く。)の規定を準用する。 (規則第27条第2項)</p>	<p>法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。 (令第13条)</p>	
		<p>第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。 (令第9条)</p>	

(別紙3)

番 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇市長

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく定期報告等の実施について

令和●年●月●日付け(番 号)で開発許可をしました工事(以下、「本工事」という。)につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「法」という。)第15条第2項(又は第34条第2項)の規定に基づき、同法第12条第1項(又は第30条第1項)の許可を受けたものとみなされるため、下記1の手続きが必要となりますので、別紙「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続き等」を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 該当する手続き

- 標識の掲出(法第49条)
- 定期報告(法第19条第1項又は第38条第1項)
- 中間検査(法第18条第1項又は第37条第1項)

2 提出書類及び提出時期

別紙「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続き等」のとおり

3 提出先

福島県〇〇建設事務所 行政課

<住所>

〒〇〇〇-〇〇〇〇

福島県・・・・・・・・・・・・・・・・

<電話>

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 その他

盛土規制法の許可みなしとなった工事に関しては、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定に基づく是正措置や監督処分等の対象にもなります。

(別紙)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく提出書類【定期報告・中間検査】

1 定期報告に係る提出書類等

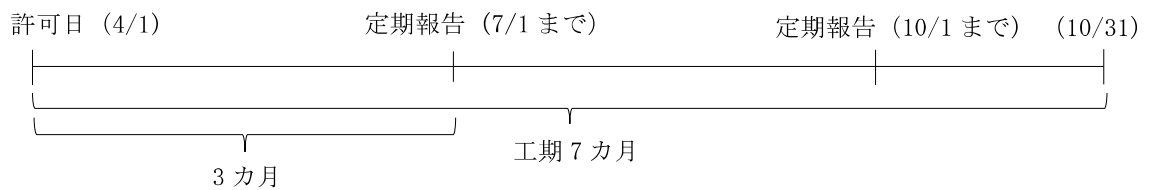
【定期報告に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則第14		
2	写真	—	• 報告の時点における盛土、切土をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
3	進捗が確認できる図面等	—	• 申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 • 写真の撮影方向を表示	

【定期報告に係る報告事項・報告時期】

行為	報告事項	報告時期
土地の形質の変更 (盛土・切土)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土塁の施工状況	当該許可があった日から3カ月目に当たる日まで。(上記期限日から概ね7日以内の状況を報告すること。)以降、前回報告時点から3カ月ごと。

< 定期報告時期イメージ (例) >



2 中間検査に係る提出書類

【中間検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第十三		
2	平面図	—	・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。	

【中間検査を要する対象工程・申請時期】

中間検査を要する対象工程	申請時期
盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	左記の排水施設設置工事完了から4日以内

【中間検査時の留意事項】

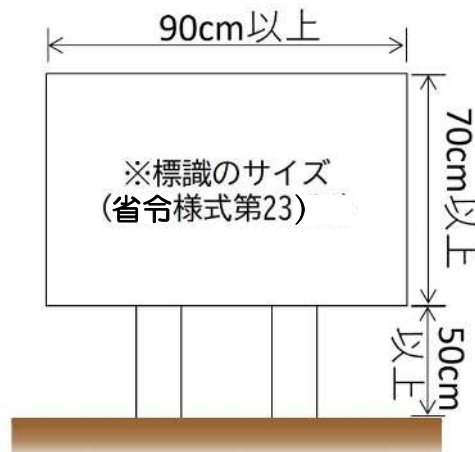
- ① 工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ② 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- ③ 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- ④ 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- ⑤ 進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- ⑥ 検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査を受けること。

3 標識の掲出

【記載する事項】

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号（開発許可の情報を記載） ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 開発許可を担当した市の部局名称及び連絡先 盛土規制法を所管する福島県建設事務所の名称及び連絡先	・省令様式第二十三

【標識のサイズ】



(別紙3)

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の規定による許可

●第12条第1項【宅地造成等工事規制区域】

A<宅地造成又は特定盛土等>

整理番号	許可年月日	許可番号	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	盛土又は切土の高さ		盛土又は切土をする土地の 面積		盛土又は切土の土量		備考
									盛土	切土	盛土	切土	盛土	切土	
A-1															
A-2															
A-3															
A-4															
A-5															

B<土石の堆積>

整理番号	許可年月日	許可番号	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	土石の堆積の最大堆積高さ	土石の堆積を行う土地の面 積	土石の堆積の最大堆積土量	備考
B-1												
B-2												
B-3												
B-4												
B-5												

●第30条第1項【特定盛土等規制区域】

C<特定盛土等>

整理番号	許可年月日	許可番号	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	盛土又は切土の高さ		盛土又は切土をする土地の 面積		盛土又は切土の土量		備考
									盛土	切土	盛土	切土	盛土	切土	
C-1															
C-2															
C-3															
C-4															
C-5															

D<土石の堆積>

整理番号	許可年月日	許可番号	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	土石の堆積の最大堆積高さ	土石の堆積を行う土地の面 積	土石の堆積の最大堆積土量	備考
D-1												
D-2												
D-3												
D-4												
D-5												

(別紙3)

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項及び第40条第1項の規定による届出

●第21条第1項【宅地造成等工事規制区域】

E<宅地造成又は特定盛土等>

整理番号	届出年月日	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	盛土又は切土の高さ		盛土又は切土をする土地の 面積		盛土又は切土の土量		備考
								盛土	切土	盛土	切土	盛土	切土	
E-1														
E-2														
E-3														
E-4														
E-5														

F<土石の堆積>

整理番号	届出年月日	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	土石の堆積の最大堆積高さ	土石の堆積を行う土地の面 積	土石の堆積の最大堆積土量	備考
F-1											
F-2											
F-3											
F-4											
F-5											

●第27条第1項及び第40条第1項【特定盛土等規制区域】

G<特定盛土等>

整理番号	届出年月日	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	盛土又は切土の高さ		盛土又は切土をする土地の 面積		盛土又は切土の土量		備考
								盛土	切土	盛土	切土	盛土	切土	
G-1														
G-2														
G-3														
G-4														
G-5														

H<土石の堆積>

整理番号	届出年月日	工事主 氏名又は名称	工事施行者 氏名又は名称	土地の所在地 及び地番	代表地点の緯 度、経度	工事の着手 予定年月日	工事の完了 予定年月日	土石の堆積の最大堆積高さ	土石の堆積を行う土地の面 積	土石の堆積の最大堆積土量	備考
H-1											
H-2											
H-3											
H-4											
H-5											

許可証に係る教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分取消の訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。